

番号	1.(1)
項目	<p>大阪雇用対策会議の開催に向けて</p> <p>新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令され、業界によっては相当な打撃を受けている。</p> <p>早急に大阪雇用対策会議の実務者会議を開催し、各構成団体のコロナ対策の取り組みを共有するとともに、有期・短時間・契約・派遣等で働く労働者や社会的弱者への支援も含め、行政・経済団体・労働団体が一体となった対策を早急に講じること。</p>
<p>(回答)</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大による、厳しい雇用労働情勢に対しては、大阪の政・労・使が一体となって、それぞれの役割のもとで雇用対策に取り組む必要があると認識しております。</p> <p>また、大阪雇用対策会議につきましても、大阪府と連携を密にしながら、事務局である大阪府からの要請には速やかに応じてまいりたいと考えています。</p>	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 雇用女性活躍推進課 電話：06-6208-7375

番号	1.(2)
項目	<p>地域での就労支援事業強化について</p> <p>「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で示された就職氷河期世代を含む、就職困難層に対する「地域就労支援事業」について、コロナ禍における労働環境の悪化を踏まえ、雇用創出・確保に向けた取り組みを強化すること。</p> <p>併せて、「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、雇用の維持や働き方改革の推進などをつとめ、地域の労働課題の解消を進めること。</p>
<p>(回答)</p> <p>しごと情報ひろば総合就職サポート事業において、地域就労支援事業では、相談窓口を設定して、働く意欲・希望がありながら、自分に合った働き方や仕事が見つからない方、若年者・中高年齢者・障がい者・ひとり親家庭の親や就職氷河期世代の方など、就職に向けた支援を必要とされている方に対し、就職決定まで、専門の相談員によるきめ細かい一人一人の状況に応じたサポートを実施しています。</p> <p>また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う離職者の増加や、企業の求人の手控えに対応するため、企業訪問等による 独自の求人開拓を拡充して取り組んでいるところです。</p> <p>次に「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させるための取組については、事務局である大阪府と連携を密にしながら、大阪府の調整のもと、取りんでまいります。</p>	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課 電話：06-6208-7375

番号	1.(2)
項目	<p>障がい者雇用の支援強化について</p> <p>本年3月より法定雇用率が引き上げられ、対象となる事業主の範囲が「従業員43.5人以上」に広がり、確実な対応が求められている。</p> <p>法定雇用率達成に向けた施策の具現化と併せて、<u>本人の意思を尊重した合理的配慮や相談体制を充実させる施策を進めること。</u>また、中小企業における障がい者雇用の推進のため、特に障がい者の受入実績がない「雇用ゼロ」に対する雇用前後の支援を強化すること。</p>
	<p>(回答) <u>下線部について回答</u></p> <p>本市では、障がいのある方の就労支援としまして、6つの地域障がい者就業・生活支援センターとこれを統括する中央センターを設置し、障がいの特性やそれぞれの障がいの状態に即し、一人ひとりの状況に応じ、障がい福祉サービス事業所やハローワークなどの関係機関と連携し就労支援、職場定着支援を行っています。</p> <p>また、中央センターにおいては、精神障がい者就業支援コーディネーターや発達障がい者就業支援コーディネーターを配置し、支援機関などと連携をしつつ、精神障がいや発達障がいのある方が職場定着できるよう専門的な就労支援に努めているところです。</p>
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話:06-6208-8072

番号	1.(3)
項目	<p>男女共同参画社会の推進に向けて</p> <p><u>2021年3月に策定された「大阪市男女共同参画基本計画～第3次大阪市男女きらめき計画～」(2021年度～2025年度)に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、関係部門が連携した取り組みを行うこと。</u></p> <p><u>とりわけ、大阪市民に対し、本プランをアピールするためのリーフレットの作成やホームページ、SNSなどでの情報発信を行い、男女共同参画社会実現に向けた方針の理解促進に努めること。</u></p> <p>加えて、「女性活躍推進法」の趣旨があらゆる働く現場で認知されるよう関係先と連携し、市内の事業者に対する働きかけを行い、2022年に「一般事業主行動計画」の策定対象事業者が従業員数101人以上の事業者に拡大されることに向けた周知活動を積極的に行うこと。</p>
	<p>(回答) <u>下線部について回答</u></p> <p>「大阪市男女共同参画基本計画～第3次大阪市男女きらめき計画～」においては、3つの施策分野にわたる広範な取組を着実に推進し成果をあげていくために、計画の推進体制として、庁内に設置した大阪市男女共同参画推進本部を活用した関係部局との連携、大阪市男女共同参画審議会からの意見の反映、関係機関・団体との連携強化、地域の男女共同参画施策の推進拠点である男女共同参画センターの活用を掲げており、施策の効果的な推進を図ってまいります。</p> <p>また、本計画の内容を広く周知するため、大阪市HPに掲載するとともに、計画内容をわかりやすくまとめた概要版リーフレットを作成して、各区役所や男女共同参画センターなどに配架しており、引き続き、様々な手段により情報発信して、市民に広く啓発してまいります。</p>
担当	市民局 ダイバーシティ推進室男女共同参画課 電話：06-6208-9156

番号	1.(3)
項目	<p>男女共同参画社会の推進に向けて</p> <p>2021年3月に策定された「大阪市男女共同参画基本計画～第3次大阪市男女きらめき計画～」(2021年度～2025年度)に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、関係部門が連携した取り組みを行うこと。</p> <p>とりわけ、大阪市民に対し、本プランをアピールするためのリーフレットの作成やホームページ、SNSなどでの情報発信を行い、男女共同参画社会実現に向けた方針の理解促進に努めること。</p> <p><u>加えて、「女性活躍推進法」の趣旨があらゆる働く現場で認知されるよう関係先と連携し、市内の事業者に対する働きかけを行い、2022年に「一般事業主行動計画」の策定対象事業者が従業員数101人以上の事業者に拡大されることに向けた周知活動を積極的に行うこと。</u></p>
	<p>(回答) <u>下線部について回答</u></p> <p>大阪市では、令和元年度から、女性活躍の取組が十分に進んでいない中小企業等へ訪問等により女性活躍の必要性等を啓発し、新たに取組を進めたいと考える中小企業等に対して、要望に応じて制度の充実や働きやすい職場環境・雰囲気づくり等に向けたアドバイスなどの支援を実施しております。</p> <p>令和4年(2022年)4月からは、「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の適用事業者が、従業員数101人以上の事業者に拡大されることから、同法の趣旨を踏まえ、女性活躍の取組を進める意義や必要性が、より一層多くの企業等において浸透し、男女ともに働きやすい職場環境の整備が図られるよう、大阪労働局等とも連携し、引き続き中小企業等に対する女性活躍の重要性の理解を促してまいります。</p>
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 雇用女性活躍推進課 電話：06-6208-7375

番号	1.(4)
項目	<p>「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について</p> <p>働き方改革関連法に関して、本年4月より「同一労働同一賃金」が中小企業にも適用され、「パワハラ防止法」についても努力義務期間を設けたうえで、2022年4月から防止措置が義務化される。中小企業は労務管理が脆弱なこともあり、支援体制を充実・強化すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>企業に対する「同一労働同一賃金」の広報・周知については、国や大阪府などの関係機関と連携を図りつつ、企業の総務・人事担当を対象としたセミナーを開催するなどの取組をおこなっております。</p> <p>また、企業や市民・労働者に向けた啓発用ポスターの掲示、チラシの配架やホームページへの掲載などの周知にも努めてまいります。</p> <p>一方「パワハラ防止義務」の広報・周知については、国や大阪府と連携を図りながら、啓発用ポスターの掲示、チラシの配架、ホームページへの掲載や国、大阪府の啓発イベントに参画するなど市民・労働者や企業への周知に努めてまいります。</p>	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課 電話：06-6208-7375

番号	1.(4)
項目	<p>外国人労働者が安心して働くための環境整備について</p> <p><u>地域で働き暮らすすべての外国人に対し、労働関係法令や生活に関する情報を多言語で提供するとともに、母国語による相談・支援体制を整備・拡充すること。</u></p> <p><u>さらに、働き生活するうえで必要な日本語能力を身につけるため、外国人労働者に学習の場の提供などについて検討すること。</u></p> <p>加えて、外国人技能実習生や特定技能実習生の受け入れ企業に労働法令等を順守させるとともに、労働条件について使用者と対等な交渉ができるよう、支援を強化すること。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症に係る情報提供については、分かりやすい日本語を始めとする多言語による最新の情報提供に努めること。</p>
	<p>(回答) <u>下線部について回答</u></p> <p>本市では、外国人の方々が安心して暮らせるよう、法務省が交付する「外国人受入環境整備交付金」等を活用し、令和元年7月1日より、公益財団法人大阪国際交流センターが運営するインフォメーションセンターの「外国人のための相談窓口」を拡充しました。ワンストップ機能としての相談員や、ベトナム語とフィリピン語の通訳スタッフを増員したほか、多言語音声翻訳サービスのアプリを活用し、タブレットに音声や文字を入力すると、30言語の中から選択した言語に自動翻訳のうえ、音声や文字を出力する機能を新たに導入しています。</p> <p>「生活者としての外国人」への相談窓口の体制を強化するとともに、市政に関する各種相談に加え、在留手続や雇用、医療、福祉、子どもの教育など、生活に係る適切な情報や迅速に対応できるワンストップ機能を充実させていきます。</p> <p>また、使用者との間で発生する法律問題等にも対応できるよう、多言語での専門相談を実施しています。</p> <p>さらに、公益財団法人大阪国際交流センターでは、日常生活に必要な基礎的な日本語を学習できる場として、各種日本語教室を開催しております。加えて、令和2年度からは、「生活者としての外国人」が大阪で働くために必要な日本語や企業文化等を学ぶ機会としての学習コースも新設しています。</p>
担当	経済戦略局 立地交流推進部 国際担当 電話：06-6615-3741

番号	1.(4)
項目	<p>外国人労働者が安心して働くための環境整備について</p> <p>地域で働き暮らすすべての外国人に対し、労働関係法令や生活に関する情報を多言語で提供するとともに、母国語による相談・支援体制を整備・拡充すること。さらに、働き生活するうえで必要な日本語能力を身につけるため、外国人労働者に学習の場の提供などについて検討すること。</p> <p>加えて、外国人技能実習生や特定技能実習生の受け入れ企業に労働法令等を順守させるとともに、労働条件について使用者と対等な交渉ができるよう、支援を強化すること。</p> <p>さらに、<u>新型コロナウイルス感染症に係る情報提供については、分かりやすい日本語を始めとする多言語による最新の情報提供に努めること。</u></p>
<p>(回答) <u>下線部について回答</u></p> <p>本市では、新型コロナウイルス感染症に関する情報をホームページ上に公開し、市民の皆様に対して情報提供を行っています。</p> <p>ホームページでは、多言語への自動翻訳機能に加え、日本語の読み・書きが難しい、子どもや外国籍の方、障がいのある方等に向けて、普段使っている日本語よりも簡単で分かりやすい「やさしい日本語」を使用したページを作成し、外国籍の方にも分かりやすい情報発信に取り組んでいます。</p>	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739

番号	1.(5)
項目	<p>治療と職業生活の両立に向けて</p> <p>新型コロナウイルスによる重症化リスクが高いとされる基礎疾患を抱えながら働く者への配慮を含め、治療が必要な疾病を抱える労働者が業務によって悪化させること等がないよう、また、離職することなく安心して働きながら治療することができるよう関係機関と連携し、相談窓口や治療と仕事の両立支援に関する施策を広く市民に周知すること。</p> <p>加えて、テレワークの普及等による新たな働き方にも対応した両立支援が実施されるよう検討すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による労働相談については、国(大阪労働局)や大阪府が特別相談窓口を開設しており、ホームページへの掲載やチラシの配架などで市民・労働者への周知に努めています。</p> <p>また、テレワークに代表される新たな働き方について、国や府との連携によるセミナーの開催など市民・労働者や企業への啓発に努めています。</p>	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課 電話：06-6208-7375

番号	2.(1)
項目	<p>中小・地場企業への融資制度の拡充について</p> <p>コロナ禍による中小・地場企業の経営実態を見極め、中長期にわたる安定的な融資・保証制度を確実に実行するとともに、煩雑な手続きにならないよう、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度を実施すること。さらに、極めて厳しい状況にある中小企業に対しては、給付型の支援や融資枠を拡大するなど検討し、予算措置を国に求めること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、市内中小企業者の資金調達の円滑化を図るとともに、その振興、発展を支援するため、中小企業者が必要とする事業資金を大阪信用保証協会の保証を付けて融資する制度融資を実施しています。</p> <p>具体的には、経営環境の変化等により売り上げが減少している市内の小規模企業者を対象とした「経営支援特別融資」や、設備投資を行うことで経営基盤の強化を図ろうとする市内中小企業者を対象とした「設備投資応援融資」を実施しており、貸出金利を低く抑えることで利用者の負担軽減を図っております。</p> <p>そのほか、国が発動したセーフティネット保証に対応し、大阪府制度融資への申し込みが可能となる認定業務を行うなど、事業者の皆様の資金繰りの支援に取り組んでいます。</p> <p>今後とも、市内中小企業の実情やニーズを把握し、関係機関等との連携のもと中小企業者の資金調達の円滑化に努めるとともに、引続き国に対して必要な支援策や予算措置を求めてまいります。</p>	
担当	経済戦略局 産業振興部 企業支援課（資金支援担当） 電話：06-6264-9844

番号	2(1)	
項目	<p>事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて</p> <p>帝国データバンク大阪支社の本年5月調査によると、大阪府のBCP策定割合は、16.1%と昨年より0.8ポイント上回ったものの、全国水準（17.6%）よりも低く、企業規模別で見ると、近畿では大企業と中小企業の差が2倍以上となっている。各地で頻繁に起こる自然災害や感染症の拡大により、策定の意向は高まっているものの、引き続き、関係先とも連携を強化し、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させること。また、BCP策定に優遇措置を与えるなど策定率向上に向けた対策を講じること。</p>	
	<p>（回答）</p> <p>本市では、大阪の中小企業支援拠点である大阪産業創造館において、経営相談室のBCPに詳しい専門家が相談に応じているほか、BCP関連のセミナーを開催し、ホームページでBCP策定ツールや動画を公開しています。</p> <p>また、関係先との連携においては、大阪商工会議所と共同して中小企業・小規模事業者の事業継続力強化に係る支援事業（普及啓発等）に関する「事業継続力強化支援計画」を作成しております。</p> <p>引き続き大阪商工会議所とも連携しながら、各種支援事業を通じて広く周知等に努め、中小企業のBCPの策定促進につなげてまいります。</p>	
担当	<p>経済戦略局 産業振興部 企業支援課（企業支援担当）</p> <p>経済戦略局 産業振興部 産業振興課（地域経済戦略担当）</p>	<p>電話：06-6264-9834</p> <p>電話：06-6615-3774</p>

番号	2.(2)
項目	<p>取引の適正化の実現及び相談体制の強化に向けて</p> <p>サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化、下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策の着実な実行など、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底するとともに、コロナ禍が長期化することを踏まえてた相談体制の充実と対面以外での体制を構築すること。</p>
	<p>(回答)</p> <p>本市では、国による下請取引配慮要請を踏まえ親事業者を対象に、下請中小企業への発注業務量の拡大と下請取引の適正化の呼びかけを行っています。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様への相談窓口については、大阪産業創造館の中小企業プラザにおいて、府市の経営相談窓口を集約し、中小企業の様々な相談に各分野の専門家が対応しています。</p> <p>特に新型コロナウイルスの流行により、幅広い中小企業等への経営面、資金面への影響が懸念されることから、当該プラザにあります「大阪府よろず支援拠点」において『新型コロナウイルスに関する中小企業・小規模事業者相談窓口』を設置しており、予約制によるオンライン相談(WEBと電話)を行っています。</p> <p>今後も、近畿経済産業局等の関係機関との連携や情報交換等に努めてまいります。</p>
担当	経済戦略局 産業振興部 企業支援課(企業支援担当) 電話：06-6264-9834

番号	2.(2)
項目	<p>取引の適正化の実現及び相談体制の強化に向けて</p> <p>サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化、下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策の着実な実行など、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底するとともに、コロナ禍が長期化することを踏まえてた相談体制の充実と対面以外での体制を構築すること。</p>
	<p>(回答)</p> <p>本市では、下請負人保護に関する法令を含む関係法令の遵守を求める周知文書や、府内事業者にかかる労働関係法令について網羅された大阪府作成のパンフレットを、電子調達システムウェブサイトや入札参加資格承認メールへ掲載し、また、落札者へ配付することにより、事業者への周知徹底に努めています。</p> <p>また、本市発注工事における下請代金未払の情報があれば、必要に応じて調査を実施し、建設業法違反となるおそれがある場合には関係機関(建設業許可行政庁及び捜査機関等)に通報することとしています。</p> <p>さらに、本市が発注する業務委託契約等においては、労働者の最低賃金の履行確保を推進するため、平成29年度に大阪労働局労働基準部と「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」を締結し、本市が発注する契約において雇用される労働者への賃金が大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合に、大阪労働局へ情報提供する仕組みを制度化しています。</p> <p>加えて、令和3年3月には同協定の内容を拡充し、低入札価格調査制度を適用する入札において、調査基準価格を下回る入札者に対して低入札価格調査を行った上、業務委託契約を締結した場合、契約事項について大阪労働局へ情報提供するよう定めたほか、契約時に徴収する「誓約書」に、本市と大阪労働局が締結した協定の内容について、本市が提供する資料を事業所や作業場等に貼付することなどにより、契約業務に従事する労働者に対して確実に周知徹底する誓約事項を追加するなど、本市が発注する業務委託契約等における労働者の最低賃金の履行確保の推進に取り組んでいます。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大に関する対応については、国からの事務連絡等の趣旨を踏まえ、本市契約における取扱いを定めています。</p> <p>具体例として、受注者から、同感染症の影響による工事等の一時中止や工期または履行期間の延長の申出があり、必要があると認められる場合には、特段の事情がない限り、受注者の責めに帰すことができないものとして、一時中止や設計図書等の変更を行うこととしています。この場合、契約書の規定に基づき、必要に応じて代金の増額変更又は履行期限の延長を行うこととしています。</p>
担当	契約管財局 契約部 制度課(契約制度グループ) 電話:06-6484-7062

番号	2.(3)
項目	<p>公契約条例の制定について</p> <p>公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、地域の活性化に有効である公契約条例を制定し、公契約のさらなる適正化を推進すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>最低賃金をはじめとする労働条件の基準は、基本的には、国において必要な措置を講ずるべきと考えております。</p> <p>このため、本市では、2(2)で回答したとおり、周知文書やパンフレットを活用し、労働関係法令の事業者への周知強化に取り組んでいます。</p> <p>また、本市の契約においては、業務委託の入札の方法として、価格以外の要素を考慮しつつ、最も有利な相手方を落札者とする総合評価一般競争入札制度を一部導入しており、評価項目として「賃金・労働条件の向上に関する取組」を含めることで、従事する労働者の適正な労働条件を確保するとともに、ダンピング受注の防止や品質確保にも一定の効果をおよぼしているところです。さらに、この間の段階的な最低賃金引上げを踏まえ、より賃金労働条件の向上に資することができるよう、評価基準等の見直しを行い、令和2年度公告案件から適用しています。</p> <p>さらには、2(2)でも回答したとおり、本市が発注する業務委託契約等においては、労働者の最低賃金の履行確保を推進するため、平成29年度に大阪労働局労働基準部と「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」を締結し、本市が発注する契約において雇用される労働者への賃金が大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合に、大阪労働局へ情報提供する仕組みを制度化しています。</p> <p>加えて、令和3年3月には同協定の内容を拡充し、低入札価格調査制度を適用する入札において、調査基準価格を下回る入札者に対して低入札価格調査を行った上、業務委託契約を締結した場合、契約事項について大阪労働局へ情報提供するよう定め、本市が発注する業務委託契約等における労働者の最低賃金の履行確保の推進に取り組んでいます。</p> <p>この他にも、業務委託契約において契約相手方より労働関係法令を遵守する旨の誓約書を徴収することとしており、より適正な賃金・労働条件の確保に取り組んでいるところです。</p> <p>今後とも、公契約に関しては、国の動向だけでなく、他の自治体の動きにも注視しながら、適正な契約制度の確立に努めてまいります。</p>	
担当	契約管財局 契約部 制度課(契約制度グループ) 電話:06-6484-7062

番号	3.(1)
項目	<p>地域包括ケアの推進について</p> <p>住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアの推進にむけ、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備するとともに、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みを構築すること。</p> <p>加えて、市民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、地域包括ケアシステムを推進するため、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025(令和7)年、更には団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040(令和22)年の社会を見据え、住み慣れた地域で生活するすべての高齢者が、生きがいを持って安心して生活できる環境を実現するための保健・福祉施策及び介護保険事業、並びにそれ以外の高齢者のための施策も包含した総合的な計画として、令和3年3月に第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)を策定し、高齢者施策を推進しているところです。</p> <p>計画では、サービスを必要とするすべての高齢者に必要なサービスが提供され、住み慣れた地域で自立した生活を可能な限り継続できるようにするため、介護保険給付サービスだけでなく、それ以外の生活支援サービスについても充実に努めるとし、サービスの充実・利用支援の取組みや介護保険給付サービス等目標量を定めています。</p> <p>計画の策定にあたっては、医療関係者・福祉関係者・学識経験者・市議員・被保険者の代表にも参画いただいている本市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会での審議や、パブリックコメント手続きを実施し、広く市民からの意見を求めるとともに、大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において、進捗状況の報告を行い、その内容については、本市ホームページに掲載し、周知しています。</p> <p>また、地域包括ケアシステムを推進する各種施策については、様々な広報媒体(ホームページ、アプリ、チラシ、冊子など)を用いて情報発信を行っています。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8026</p> <p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話：06-6208-8028</p> <p>福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-8060</p>

番号	3.(2)
項目	<p>予防医療及び健康づくりのさらなる推進について</p> <p>大阪市健康増進計画「すこやか大阪 21(第2次後期)」を大阪市民にさらに広くPRする取り組みを行うこと。</p> <p>とりわけ、市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のために、いわゆるAYA世代における積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。</p> <p>また、市民が大阪市の事業や健康に関する情報などを気軽に入手できるよう、SNSの活用など、保健医療関係団体や経済団体、労働団体などとも連携したキャンペーンなどの具体的な取り組みを行うこと。</p>
	<p>(回答) 下線部について回答</p> <p>大阪市では、平成30年3月に「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」を全体目標とする大阪市健康増進計画「すこやか大阪 21(第2次後期)」(以下、「第2次後期計画」という)を策定しました。</p> <p>第2次後期計画では、全体目標を達成するために、主要な3つの取り組み、(1)生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底及びこころの健康づくり、(2)ライフステージに応じた生活習慣の改善、(3)健康を支え、守るための地域づくり、を設定しています。これらの取り組みや、健康に関する正しい情報につきましては、地域健康講座や各種検(健)診の保健事業やポスターなどの啓発媒体、ホームページを通じて周知・啓発に努めてまいります。</p> <p>乳がん検診については、日中の受診が難しい働き世代をターゲットにした夜間検診を実施するなど受診率向上に努めており、また、子宮頸がん検診については、がん発症年齢のピークが出産年齢のピークである30代前半と重なっているため、発症前の年代である20歳代後半の国民健康保険加入の女性に個別の受診勧奨はがきを送付するなど、若年層をターゲットにした受診勧奨等を行っております。今後も各がん検診の受診率向上のため、より効果的な受診勧奨や受診機会の拡充に努めてまいります。</p> <p>各種健康づくり施策については、保健医療専門家、医療保険者、保健医療関係団体、市民代表等からの意見を聴取したうえで進めるとともに、市内のスーパーなどの大型店舗や大学、全国健康保険協会(協会けんぽ)と連携し、健康づくりに関する啓発、各種検(健)診の受診啓発を実施しています。</p> <p>健康づくりは市民一人ひとりの努力だけでは難しいことから、すこやかパートナー()などの関係企業・団体等と連携し、市民が主体的に健康づくりの取り組みを社会全体で支援する環境づくりに取り組んでまいります。</p> <p>各区・局や関係機関との連携を活発に図りながら、第2次後期計画で掲げるそれぞれの取組目標が達成されるよう取り組みを推進してまいります。</p> <p>すこやかパートナー</p> <p>大阪市健康増進計画の推進を図り、すこやかで心豊かな社会の実現をめざして、自主的な健康づくり活動や市民の健康づくりを支援する活動を行うために登録された企業、事業所、団体、NPO法人、自主グループ等のこと。(登録制)</p>
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9961

番号	3.(2)
項目	<p>予防医療及び健康づくりのさらなる推進について</p> <p>大阪市健康増進計画「すこやか大阪21(第2次後期)」を大阪市民にさらに広くPRする取り組みを行うこと。</p> <p>とりわけ、市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のために、いわゆるAYA世代における積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。</p> <p>また、市民が大阪市の事業や健康に関する情報などを気軽に入手できるよう、SNSの活用など、保健医療関係団体や経済団体、労働団体などとも連携したキャンペーンなどの具体的な取り組みを行うこと。</p>
	<p>(回答) <u>下線部</u>について回答</p> <p>大阪市国民健康保険では、被保険者の健康の保持増進を図る観点から40歳以上の被保険者の方に特定健康診査を無料で実施しています。</p> <p>特定健康診査の受診率向上の啓発について、対象となる全ての方に受診券を送付するとともに、国保健診ガイド(パンフレット)、お住まいの区の取扱医療機関・集団健診会場一覧を同封し、受診を勧奨しています。加えて、未受診の方に向けて、特定健康診査の受診について電話勧奨を行っています。</p> <p>また、特定健診とがん検診のセット受診を促進するとともに、平成30年度から1日人間ドックの自己負担額の引下げや無料コース対象者の拡充を行うことにより、受診率の向上を図っています。</p> <p>さらに、令和2年度からは、不規則の受診者等に対し、AIを用いた効果的なグループ分け(性、年齢、居住地域、健診結果、健診履歴等のデータを活用)を行い、グループ特性に基づく受診勧奨メッセージを作成し受診勧奨を行うなど、新たな取組みも始めています。</p> <p>引き続き、特定健康診査の受診率向上に向けた効果的な手法等について、検討を進めてまいります。</p>
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課(保健事業グループ) 電話:06-6208-9876

番号	3.(3)
項目	<p>医療提供体制の整備に向けて</p> <p><u>地域で安心して医療を受けられる提供体制を実現するため、地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するための効果的な施策を実施すること。とりわけ、救急科や産科、小児科など医師の不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。</u></p> <p>また、安全で質の高い医療体制を確保するため、医療機関における労働環境の改善を図ること。さらに、慢性的な人手不足を解消するためにも、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上をはかる研修機会の拡充などを積極的に実施すること。</p> <p>さらには、潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関と連携し構築すること。</p>
	<p>(回答) <u>下線部について回答</u></p> <p>本市では、医療法第30条の4に基づく「大阪府医療計画」により、初期救急や小児・周産期医療体制の確保をはじめ、地域の実情に応じた医療提供体制を確保するとともに、令和2年3月に策定された大阪府医師確保計画について、大阪府と連携し取り組みを進めてまいります。</p>
担当	健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9940

番号	3.(4)
項目	<p>介護労働者の処遇改善と人材の定着</p> <p>今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善のための施策を検討すること。</p> <p>また、<u>潜在介護職員の復職支援研修</u>や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。</p> <p>さらに、事業所に対しては、労働法令等を順守させるとともに、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けることや、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。</p>
<p>(回答) <u>下線部について回答</u></p> <p>本市では、大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、資格を有しながら、様々な理由で業務を離れている潜在的介護職員を対象に、復職や就職につなげることを目的として「潜在的有資格者復職支援事業」を実施しています。</p> <p>今後も、引き続き、潜在的介護職員の復職支援に取り組んでまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7954

番号	3.(4)
項目	<p>介護労働者の処遇改善と人材の定着</p> <p>今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善のための施策を検討すること。</p> <p>また、潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。</p> <p>さらに、事業所に対しては、労働法令等を順守させるとともに、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けることや、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。</p>
	<p>(回答)</p> <p>介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえて、事業者による、昇給と結びついた形での賃金向上の仕組みの構築を促すため、介護職員処遇改善加算につきましては、平成27年度及び平成29年度の拡充に加えて、平成31年度の介護報酬改定においても新たな加算の区分が創設され、令和2年度におきましては大阪府、堺市と合同で処遇改善加算の取得促進事業を実施しております。</p> <p>集団指導、指定時研修等の機会に離職防止等を行う各組織を紹介し連携支援をしています。引き続き人材育成、離職防止に向けた支援を行えるよう努めてまいります。</p> <p>なお、介護職員にかかる賃金などの労働条件について、介護保険は、全国統一の制度であり、介護労働者の処遇改善については、国による適切な介護報酬の設定により対応するべきものであることから、本市として指定都市共同提案などの機会を通じ、国に対し引き続き要望を行ってまいります。</p>
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059</p> <p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導グループ）電話：06-6241-6310</p>

番号	3.(4)
項目	<p>地域包括支援センターの充実と周知徹底について</p> <p>地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう支援すること。とりわけ、包括的・継続的な支援のための優秀な専門職員の確保は重要な課題であり、処遇改善を図るなど人材確保に向けた施策を検討すること。</p> <p>また、家族の介護や家事に追われ十分な学校生活を送ることができないヤングケアラーを確実に支援するために様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを構築すること。さらに、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、さらなる周知・広報等に取り組むこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>地域包括支援センターは、高齢者が住みなれた地域で安心して過ごすことができるように、包括的・継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中核的役割を担っており、高齢者やその家族、ケアマネジャーからの介護、福祉、保健に関する相談・支援などを行っております。</p> <p>本市におきましては、きめ細かなニーズ把握とそれに対応する支援ネットワークを構築するため、概ね高齢者人口1万人に1か所となるよう地域包括支援センターを設置し、高齢者人口6千人ごとに3人の社会福祉士等の専門職を配置しております。</p> <p>地域包括支援センターの運営については、運営方針を定めるとともに、評価の仕組み等を通じて質の確保・向上に取り組んでおります。</p> <p>人材確保に向けた施策としては、令和2年度に各連携業務の増に対応する人員体制の強化を図っております。</p> <p>また、地域包括支援センターにおけるヤングケアラー支援の取組みについては、地域包括支援センター職員に対する研修の実施を通じて、日々の相談業務等の中でヤングケアラーに早期に気づくことができるよう啓発に取り組むとともに、関係機関と連携し、適切な福祉サービス等の利用につながるよう支援に努めてまいります。</p> <p>さらに、家族介護者に対する支援については、家族介護者が働いておられるかどうかにかかわらず、介護保険や福祉、保健、医療等必要なサービスにつなげるなど相談内容に応じた支援を行うとともに、在宅で介護している全ての家族介護者及び地域住民の方に対して、在宅介護に関する情報交換・意見交換を行う機会や、適切な介護知識・技術・各種サービスの利用方法や認知症についての理解を深める機会を提供するなど、当事者組織の育成・支援を図ることを目的とする家族介護支援事業に取り組んでいます。</p> <p>なお、地域包括支援センターの役割等については、パンフレットやホームページ等で周知を図っております。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-8060

番号	3.(5)	
項目	<p>待機児童の早期解消にむけて</p> <p>待機児童の解消に向け、こども・子育て支援事業計画の適切な見直しを行うこと。また、保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育などの整備・充実をはかること。整備の際には、保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携などを行うこと。さらには、障がいのある児童の受入や、兄弟姉妹の同一保育施設への入所など保育の質を向上させること。</p>	
	<p>(回答)</p> <p>本市では、令和2年3月に「大阪市こども・子育て支援計画(第2期)」(令和2年度～令和6年度)を策定し、包括的な視野から総合的なこども・青少年や子育て支援に関する施策を推進しています。</p> <p>本計画では、就学前のこどもにかかる教育・保育について、各年度における「量の見込みと提供体制の確保の内容」を定めており、毎年度点検・評価の上、適切に進捗管理を行うとともに、計画期間の中間年においては、必要に応じて計画の見直しを行います。</p> <p>また、保育を必要とする全ての児童の入所枠を確保できるよう、民間保育所の新設や既存施設の増改築、認定こども園及び地域型保育事業所の整備を計画的に進め、待機児童解消を図っております。</p> <p>なお、認可保育所等の整備については、大阪市こども・子育て支援計画を基本としつつ、直近の利用申込状況等を勘案しながら進めるとともに、地域型保育事業所が連携施設を確保できるよう支援を行っています。</p> <p>今後とも、保育ニーズを見極めつつ、様々な方策を検討実施しながら、適時・適切な施設整備に努め、保育内容の充実を図るため、他の指定都市と連携を図りながら引き続き国に対しても必要な措置を要望してまいりたいと考えております。</p> <p>保育施設等への入所にあたっては、就労等の保育の必要性の認定を受ける必要があります。また、本市においては「大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱」に基づき、保育の必要性の高い世帯から順に利用調整を行っています。その中で障がいのある児童や特別な支援を要する児童においては、保護者の状況とは別に保育の必要性が高いと認められる場合は、それぞれの状況に配慮した利用調整を行っています。</p> <p>また、きょうだい保育施設等を利用中の場合は、当該要綱において優先度を高めるよう規定しております。なお、当該要綱は、平成30年度に見直しを行い、これまでのきょうだい加点に加え、きょうだいが3人以上の場合、別々の保育施設等に通うことを極力減らすため、きょうだい利用中の保育施設等の利用を希望する場合の3人目以降の申込み、又はきょうだい新規で同時に利用申込みする場合、3人目以降に加点することを規定しました。</p>	
担当	<p>こども青少年局 企画部 企画課(企画)</p> <p>こども青少年局 保育施策部 保育企画課(環境整備担当)</p> <p>(給付認定担当)</p>	<p>電話：06-6208-8337</p> <p>電話：06-6208-8041</p> <p>電話：06-6208-8037</p>

番号	3.(5)
項目	<p>保育士等の確保と処遇改善に向けて</p> <p><u>支援を要する子どもをはじめ、子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育士や幼稚園教諭の要員を確保すること。保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員などの労働条件と職場環境の改善を行うこと。</u></p> <p><u>そのために正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保などを行うこと。加えて、離職した潜在保育士が復職するための支援を強化すること。</u></p> <p>さらに、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置することなどにより、現場ニーズの把握や支援のあり方などについて検討し、保育の質の向上につなげること。</p>
	<p>(回答)</p> <p>保育士の配置基準については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」をもとに「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めておりますが、保育所や地域型保育事業等の保育士等配置基準は国基準に適合したものとなっています。</p> <p>また、全国的に保育士不足が極めて深刻な中、大阪市保育士・保育所等支援センターにおける潜在保育士の復職支援や新卒者の就職促進等に加え、保育士宿舍借り上げ支援事業等の国の保育人材確保事業のほか、本市独自事業である新規採用保育士特別給付に係る補助事業や保育士働き方改革推進事業等、各種の保育人材確保事業を実施し、必要な保育士確保に努めております。</p> <p>本市としても、保育の質の確保という点において保育士の配置基準等については重要な項目の一つと考えており、今後も保育の安全性を確保しつつ増大する保育ニーズに対応できるよう取り組んでまいります。</p> <p>保育人材確保のためには保育士全体の処遇改善が重要と考えておりますが、保育士の処遇改善は全国的な課題であり、また継続的に実施する必要もありますので、国において推進されるべきものと考えており、保育士のさらなる処遇改善が図られるよう要望しております。</p> <p>また、配慮や支援を要する児童や保護者に対応し、セーフティネットの機能の一翼を担うべき保育士について本務及び会計年度任用職員を計画的に採用し、配置基準を満たすために必要な保育士はすべて本務職員としてまいりたいと考えています。</p> <p>本市職員の給料等については、社会一般の情勢に適應した適正な給与となるよう、人事委員会による職員の給与に関する報告及び勧告に基づき決定されることとなっております。</p> <p>潜在保育士をはじめ経験豊富な保育士を採用するため、令和3年度から社会経験者保育士の試験区分を設け、採用試験を実施しています。</p> <p>放課後児童施策については、大阪市内の全ての小学校区で実施する児童いきいき放課後事業を中心に進めていくこととしており、それぞれの地域ニーズに応じたサービスが提供できるよう実施主体について公募により選定するとともに、時間延長など事業内容の充実を図っているところです。</p> <p>その上で、なお残る留守家庭児童のニーズに対しては、民設民営で実施されている現行の留</p>

守家庭児童対策事業を、児童いきいき放課後事業の補完的役割として補助を継続しております。

本市では、各事業者が放課後児童支援員に対し経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金体系を構築し、継続的な人材育成及び保育の質の向上への取り組みを進める観点から、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施しております。

なお、留守家庭児童対策事業は民設民営で実施する留守家庭児童を預かる取り組みに対する補助事業であることから、職員の具体的な労働条件や職場環境の改善等につきましては、各実施事業者が運営することとなっておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

大阪市保育・幼児教育センターでは、さまざまな就学前施設（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所等）と連携しながら、幼児教育・保育に関する調査・研究を行うとともに、就学前施設職員を対象とした研修の実施、就学前教育カリキュラムの普及・啓発、保幼小連携・接続事業の推進等を行い、幼児教育・保育の質の向上を図っています。

担当	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	電話：06-6208-8031
	こども青少年局企画部総務課	電話：06-6208-8116
	こども青少年局保育施策部保育所運営課	電話：06-6208-8121
	こども青少年局 企画部 青少年課（放課後事業グループ）	電話：06-6208-8163
	こども青少年局 保育・幼児教育センター	電話：06-6952-0173

番号	3.(5)
項目	<p>保育士等の確保と処遇改善に向けて</p> <p><u>支援を要する子どもをはじめ、子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育士や幼稚園教諭の要員を確保すること。</u>保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員などの労働条件と職場環境の改善を行うこと。</p> <p>そのために正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保などを行うこと。加えて、離職した潜在保育士が復職するための支援を強化すること。</p> <p>さらに、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置することなどにより、現場ニーズの把握や支援のあり方などについて検討し、保育の質の向上につなげること。</p>
	<p>(回答) <u>下線部について回答</u></p> <p>市立幼稚園におきましては、従前、支援を要する園児に対応するため、必要な園に対して週 30 時間の非常勤嘱託職員を配置しておりましたが、本市の一時預かり事業の実施に伴い、平成 28 年度より全園に常勤の支援担当講師を配置し、支援を要する園児の介助等を担当することとしております。</p> <p>令和 2 年度は全園で支援担当講師 52 名の配置を行い、令和 3 年度はさらに 3 名の常勤講師を特別支援加配として増員したところです。</p> <p>今後も引き続き、各園の状況を精緻に把握し、適切な人員の配置に努めてまいりたいと考えております。</p>
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	3.(5)
項目	<p>地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて</p> <p>保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。加えて、セーフティネットの観点から、安易な公立保育所や市立幼稚園の削減を行わないこと。</p> <p>病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムを整備すること。また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に対応できるよう、保育士、看護師の確保の支援を行うこと。</p>
	<p>(回答)</p> <p>病児・病後児保育については、国の要綱により基準額が定められているところですが、本市においては平成27年度から、独自の加算枠を新設する等の基準額改正を行ったほか、新規開設における施設改修費等の費用負担を軽減するため、開設準備経費補助を実施しており、平成28年度には2か所、平成29年度には3か所、令和2年度には1か所の病児保育施設を新たに開設しました。</p> <p>また、病児・病後児保育にかかるシステムに関しては、平成27年度から本市の独自事業として、病児・病後児保育事業の事業実施者に対し、予約システムの整備に要する経費の一部を補助する病児・病後児保育事業予約システム整備補助を実施しております。</p> <p>今後も、保育内容の充実を図るため、利用実績を基本としつつ安定的運営にも配慮した基準額や補助となるよう、他の指定都市と連携を図りながら、引き続き国に対して要望してまいりたいと考えております。</p> <p>本市では、多様化する保育需要に対応するため、乳児保育・延長保育、夜間保育、休日保育など多様な保育サービスの拡充に努め、安心して子どもを生き育てることができる環境の整備を図っており、所要額の確保に努めているところです。</p> <p>今後も、保育内容の充実を図るため、利用実績を基本としつつ安定的運営にも配慮した基準額や補助となるよう、他の指定都市と連携を図りながら、引き続き国に対して要望してまいりたいと考えております。</p> <p>市立幼稚園につきましては、「民間において成立している事業については民間に任せる」という市政改革の基本的な考え方に基づき、各区において、施設や地域の状況を考慮したうえで、休廃止も視野に入れながら、市立幼稚園の民営化を進めることとしていますが、市立幼稚園としての今日的な役割についての再検証や、公としての役割を明確化したうえで、個々の園の状況や地域ニーズ等を踏まえ、今後の進め方についての方針を示し取り組むこととしております。</p> <p>公立保育所につきましては、民間において成立している事業については民間に任せることとする市政改革の方針に基づき、セーフティネットとしての直営の必要性を考慮しつつ、施設の状況に応じて、原則民間移管、民間移管が困難な場合は、補完的に委託化を推進することとしています。</p> <p>また、入所率が低く将来的にも保育需要の増加が見込めない保育所については、待機児童の発</p>

生状況、周辺地域の保育所の入所状況、施設の老朽化の状況、児童の保育環境及び地域の保育事情・ニーズなどを慎重に勘案し、受入先保育所の確保を条件として、当該公立保育所の統廃合・休廃止を検討することとしております。

担当	こども青少年局子育て支援部管理課 子育て支援グループ	電話：06-6208-8112
	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	電話：06-6208-8352
	こども青少年局保育施策部保育所運営課	電話：06-6208-7574
	こども青少年局子育て支援部管理課幼稚園運営企画担当	電話：06-6208-8165

番号	3.(5)	
項目	<p>企業主導型保育施設の適切な運営支援について</p> <p>企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査などを徹底するとともに、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保すること。</p> <p>また、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること。さらに、市町村や事業者、保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築するなど、保育の質を確保するための施策の検討を行うこと。</p>	
<p>(回答)</p> <p>認可外保育施設として届出のあった企業主導型保育施設には「認可外保育施設指導監督基準」及び「認可外保育施設指導監督の指針」に基づき、年1回以上、本市職員が立入調査を実施し、施設の設備や運営状況について必要な指導、助言を行っています。</p> <p>今後も、利用者に安全安心な保育が提供されるよう、企業主導型保育事業を実施する内閣府及び(公社)児童育成協会と共に、指導監督に努めてまいります。</p>		
担当	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	電話：06-6361-0756

番号	3(5)
項目	<p>子どもの貧困対策と居場所支援について</p> <p><u>「子どもの貧困」の解消に向け、教育の機会均等を保障するための経済的支援を含む具体的な支援・取り組みを迅速に行う「大阪市こどもサポートネット」について、成果と課題を明らかにすること。</u></p> <p>また、居場所の提供や生活習慣・育成環境の向上の取組も含め、生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業などを積極的に実施すること。</p> <p><u>さらに子供の居場所の観点から、NPOや民間団体が運営する「子ども食堂」への支援策を拡充すること。加えて、「こども食堂」、教育機関、民間企業、などが連携したネットワークの構築などの施策を進めること。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市こどもサポートネットについては、学校における「気づき」により課題を抱えるこどもやその世帯を発見し、学校・区役所・地域資源などが連携して総合的に支援する仕組みであり、実施目的を、「すべてのこどもたちの状況を把握する」、「こどもたちを支援につなげていく」こととして、必要な支援先に繋げることで課題解決を目指す事業となっています。平成30年度からモデル7区で実施し、その効果検証を踏まえ、令和2年度から全区展開しています。</p> <p>次に、本事業の成果についてですが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、学校が臨時休業となったことから、実質的なスクリーニング開始が2学期からとなる区が多かったことやアウトリーチを拒む世帯の増加がみられましたが、令和3年3月末時点で、3,769人の課題がある児童生徒を発見するとともに、そのうち3,019人について、アウトリーチを行うことができました。また、アウトリーチを行ったうち、2,001人について、必要な支援先に繋げることができ、さらに、1,545人について、解決または好転することができました。</p> <p>次に、本事業における課題ですが、令和2年度から新たに事業を開始した17区については、支援を行う連携先との関係を一から構築する必要があり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、支援先での活動が休止となるなど、連携や支援体制の構築が困難となる状況がみられました。</p> <p>また、モデル7区は事業開始3年目となり、スキルの習熟はみられるものの、複雑な課題から必要な支援先が見つからない場合や、支援先があっても支援を受け入れない世帯があるなど、支援への繋ぎが困難なケースへの対応や、支援には繋がらなかったものの、解決・好転に時間を要する場合など積み残されるケースもあり、対応に苦慮している状況がみられます。</p> <p>引き続き、学校と区役所が連携を密にして児童生徒とその世帯の状況を把握しながら、研修やワーキングにより成功事例の共有化などによるスキルアップに努めるとともに、今後も継続的に支援してまいります。</p> <p>次に、こども食堂等こどもの居場所(以下、「こどもの居場所」といいます。)への支援については、平成30年度より、こどもの貧困対策関連事業として、地域でこどもの貧困などの課題解決に取り組む団体等(以下、「活動団体」といいます。)と活動団体を支援する意向のある企業等(以下、「支援企業」といいます。)をつなぐネットワークを構築して、地域における取組の活性化と、社</p>	

会全体でこどもを育む機運の醸成を図ることを目的とした「こども支援ネットワーク事業」を実施しています。

本事業では、活動団体や支援企業の情報発信、定期的なミーティングによる活動団体・支援企業相互の情報共有、活動団体の従事者を対象とする研修の実施、支援企業からの物資提供等による支援の仲介、活動団体でのボランティア活動の仲介、新たな活動団体の開拓・支援の六つの取組を行っています。本事業の六つの取組による効果が相互に影響を及ぼすことにより、地域における活動の深化を図ることとしており、こどもの居場所が安定的に運営されるよう支援しています。

また、令和元年度からは、安心してこどもの居場所の活動に取り組んでいただけるよう「こども支援ネットワーク」に加入された活動団体に対して、こどもの居場所での万一の事故に対応した保険への加入料を本市が全額支援するとともに、今年度より、本人の不注意によるけがなど、利用者を対象とした補償内容を拡充してきたところです。

引き続き、活動団体の主体性を大切にしながら、「こども支援ネットワーク」を通じて、こどもの居場所が安定的に運営され、安心して活動に参加できるような環境づくりに取り組んでまいります。

担当 こども青少年局 企画部 企画課

電話：06-6208-8153

番号	3.(5)	
項目	<p>子どもの虐待防止対策について</p> <p>児童虐待件数が増加していることから、市民に対して「児童虐待防止法」の周知を図ること。とりわけ国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、増加する相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など「こども相談センター」の機能を強化すること。加えて、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。</p>	
	<p>(回答)</p> <p>本市におきましては、11月の児童虐待防止推進月間を中心に「児童虐待防止オレンジリボンキャンペーン」を展開し、大阪府・堺市と連携したオープニング街頭キャンペーンや、様々な関係機関における啓発ポスターの掲示・啓発グッズの配布、プロスポーツチームとの連携など、児童虐待防止に向けた啓発活動を進めております。今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施を見送ったものもありますが、ポスターの掲示箇所を増やすなど、より多くの市民に知っていただけるよう啓発を行っており、今後も引き続き、子育て家庭をはじめ、地域住民やこどもに関わる関係機関など、広く市民に対して啓発活動を行ってまいります。</p> <p>こども相談センターでは、従前より児童虐待相談をはじめとする児童相談件数の増加や複雑化している相談に対応するため、児童福祉司の増員に取り組んでおり、児童虐待対応や法的対応など相談体制の強化を図ってまいりました。</p> <p>児童福祉法の改正により、平成28年に児童福祉司の配置基準が明確化されたことなどを受け、平成29年から計画的な採用を行い児童福祉司・児童心理司の増員に取り組むとともに、資質向上のための研修を行うなど専門性の強化に取り組んでおります。</p> <p>児童虐待対策については、これまでもこども相談センター（児童相談所）と各区保健福祉センター、地域の関係機関等の連携により、発生予防、早期発見・早期対応に取り組んでいるところでありますが、要保護児童をとりまく状況は、複雑・多様化しており、様々なケースへの対応にあたり、相談体制を充実し、相談の過程において児童虐待を予防し、個々の状況に応じた適切な支援につなげていくことが重要と考えております。虐待が潜在化・重症化してしまうことがないよう、関係機関と連携を取って個々の事案に対して丁寧な対応に努めてまいります。</p>	
担当	<p>こども相談センター</p> <p>こども青少年局子育て支援部こども家庭課</p>	<p>電話：06-4301 - 3100</p> <p>電話：06-6208 - 8032</p>

番号	4.(1)
項目	<p>指導体制を強化した教育の質的向上にむけて</p> <p>将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるために、少人数学級による子どもの学びの質を高め、定数改善により必要な教職員数を確保するとともに、産育休者や病休者の代替講師を遅延なく配置すること。加えて、教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月45時間、年360時間を遵守すること。</p> <p><u>また、子どもの虐待や自死など課題が深刻化している状況をふまえ、すべての学校にスクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）を早急に配置すること。また、SC及びSSWの十分な人材確保へ向けた養成・育成について取り組むこと。</u></p>
	<p>（回答）下線部のみ回答</p> <p>スクールカウンセラーにつきましては、いじめや不登校等の子どもの問題行動の未然防止や早期発見、早期解決のために、今年度においても全中学校と一部の小学校にそれぞれ配置・派遣を行い、地域におけるカウンセリング機能の一層の充実を図っています。</p> <p>次年度からは、未派遣の小学校を含む全ての市立小中学校等に配置・派遣し、概ね月1回以上の支援体制を構築し、学校におけるカウンセリング機能の一層の充実をめざします。</p>
担当	こども青少年局 中央こども相談センター 教育相談担当 電話：06-4301-3181

番号	4.(1)
項目	<p>指導体制を強化した教育の質的向上にむけて</p> <p>将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるために、少人数学級による子どもの学びの質を高め、定数改善により必要な教職員数を確保するとともに、産育休者や病休者の代替講師を遅延なく配置すること。加えて、教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）を遵守すること。</p> <p>また、子どもの虐待や自死など課題が深刻化している状況をふまえ、すべての学校に<u>スクールカウンセラー（SC）</u>及び<u>スクールソーシャルワーカー（SSW）</u>を早期に配置すること。また、SC 及び SSW の十分な人材確保へ向けた養成・育成について取り組むこと。</p>
	<p>（回答） <u>下線部以外について回答</u></p> <p>教職員定数については、引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、必要な数を国に要望してまいりたいと考えております。</p> <p>代替講師の配置について、教育委員会では、この間、退職者を上回る教員採用を行い、年度当初の講師発令数を減らすことにより講師不足の解消に努めております。さらに、教員採用選考テストの大阪市立学校園現職講師特例の実施、講師採用相談会の休日・夜間の開催、地下鉄駅共用部分への周知ビラの掲示、ハローワークを通じた求人募集、民間の求人情報サイトへの掲載、大学の就職担当部門をターゲットとした取組など、PRの強化に向けて、さまざまな方策を講じているところでございます。</p> <p>講師の確保にはなお厳しい状況の下ではございますが、関係機関と連携を図りながら、あらゆる方法を検討し実施していくことで、その確保に懸命に取り組んでまいります。</p> <p>「スクールサポートスタッフ配置事業」については、授業以外の諸業務を補助的に行うスクールサポートスタッフを小中学校に配置することで教員の負担軽減をはかり、教員が児童生徒への指導、教材研究等に注力できる体制の整備をすすめるもので、令和3年度は138名の予算措置を講じ、加えて「新しい生活様式」を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策のため277名の予算措置を講じています。</p> <p>教職員の勤務時間管理については、「教職員勤務情報システム」において出退勤時刻の情報などから教職員の勤務時間を管理するとともに、時間外勤務の状況の把握にも努めています。</p> <p>教育職員の長時間勤務につきましては、平成31年1月に文部科学省より「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が示されました。本市におきましても、令和元年12月に「学校園における働き方改革推進プラン(以下「プラン」という)」を策定し、プランの内容に基づき、教育職員の負担軽減の取組を進めているところです。</p> <p>また、令和2年3月には「大阪市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定し、各学校園に通知を行いました。</p> <p>今後も、教育委員会と学校園で、プランに示した取組を着実に進め、教員の長時間勤務を解消することを通じて、教員が子どもたちの前で健康で生き生きと働くことができ、子どもたち一人ひと</p>

りに向き合う時間を確保することができるようめざしていきます。

スクールソーシャルワーカーについては、令和2年度より15名増員し、全24行政区に学校数に応じて「こどもの貧困対策関連事業」のこどもサポートネットスクールソーシャルワーカーを1～2名配置いたしました。各学校の要請に基づき、支援が必要であると認められた児童生徒及び家庭に対して、スクールソーシャルワーカーが、教職員及び関係機関と緊密に連携し、多様な支援に努めております。

また、月に1回ずつ連絡会及び研修会を実施し、スクールソーシャルワーカーの資質向上を図っております。

今後も引き続き、学校からの要請に応じて、速やかにSSWを派遣し、学校の支援に努めてまいります。

担当	教育委員会事務局	教務部	教職員人事担当	電話：06-6208-9125
	教育委員会事務局	教務部	教職員給与・厚生担当	電話：06-6208-9131
	教育委員会事務局	指導部	教育活動支援担当	電話：06-6208-9174

番号	4.(2)
項目	<p>奨学金制度の改善について</p> <p>給付型奨学金制度の対象者や支給金額の拡充を国に対して求めるとともに、「<u>大阪市奨学費</u>」の拡充を図ること。また、従来からの支援制度のみならず、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、大阪市独自の返済支援制度を検討すること。さらには、コロナ禍によって返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。</p>
<p>(回答) <u>下線部について回答</u></p> <p>指定都市教育委員会協議会を通じまして、独立行政法人日本学生支援機構の大学生に対する奨学金事業について、対象者の拡大、給付の増額や一層の事業の充実を求めるとともに、本市を含む指定都市の奨学事業の拡大を図るための財源措置等を国に対して要望しております。</p> <p>また、本市では、経済的理由のために高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校への修学が困難な生徒に対し「大阪市奨学費」を支給しています。</p> <p>厳しい財政状況のもとではありますが、今後とも持続可能な制度として維持できるよう努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 電話 :06-6115-7641

番号	4.(3)
項目	<p>労働教育のカリキュラム化について</p> <p>ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、高等学校における労働教育の充実、カリキュラム化を推進すること。また、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に社会人として必要な知識を身に付け、社会を構成する一員としての意識を醸成するための主権者教育を充実させること。さらに、そうした講義の講師については労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を設定すること。</p>
	<p>(回答)</p> <p>現行の学習指導要領により、公民科の「現代社会」および「政治・経済」において、雇用と労働をめぐる問題などについてすべての高校生が学習しており、令和4年度から実施される新学習指導要領においても、公民科の「公共」等において学習することになります。また、大阪府総合労働事務所発行の「働くルールBOOK」を活用したワークルールを含む職業指導等も行っており、就職内定者には、大阪府総合労働事務所発行の「働く若者のハンドブック」を用いて、「雇用される際に必要な心構え」、「労働条件に関わる法的な知識」、「セクハラ・パワハラについて」、「働く人の健康と安全な職場」などの内容を指導しております。今後も、教科書だけではなく、関係機関の出前講座やリーフレット等も活用し、労働に関する教育を継続して推進してまいります。</p> <p>高等学校では、これまで公民科の「現代社会」、「政治・経済」等で、政治的な教養を育む教育に取り組み、各区の選挙管理委員会と連携した出前講義等を開催しています。また、教育活動を通じ、計画的、組織的な進路指導を行うなど、キャリア教育をとおして、社会人として自立し、他者と連携しながら社会を生き抜く力やさまざまな課題を解決する力を身に付けさせる取組を進めており、今後も引き続き主権者教育を推進してまいります。</p>
担当	教育委員会事務局 指導部 高等学校教育担当 電話：06-6208-9189

番号	4.(4)
項目	<p>差別的言動の解消に向けて</p> <p>人権が尊重され、誰もが互いの文化を認め合い、自分らしく生きることのできる多文化共生社会の実現をめざし、「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」の主旨を広く市民に周知するとともに、ヘイトスピーチをゼロにするために、啓発、周知活動などに取り組むこと。</p>
	<p>(回答)</p> <p>本市では、ヘイトスピーチを許さないという姿勢を明確にすることによって、人種、民族を問わず、市民等の人権をヘイトスピーチから擁護し、その抑止を図ることを目的とし、平成28年1月大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例(以下「条例」といいます。)を制定しました(全面施行は平成28年7月)。</p> <p>条例第3条では、ヘイトスピーチが個人の尊厳を害し差別の意識を生じさせるおそれがあることに鑑み、ヘイトスピーチによる人権侵害に関する市民の関心と理解を深めるための啓発を行う旨定めています。</p> <p>同条に基づき、具体的には、本市ホームページへの啓発資料の掲載のほか、条例の目的や概要を記載した啓発リーフレットの作成と各区役所等での配架、OsakaMetro 各駅や各区役所・出張所・区役所附設会館等でのポスター掲示、本市の人権情報誌等(大阪市人権だより「KOKORO ねっと」や、OSAKA 生涯学習情報誌「いちょう並木」)への記事の掲出、啓発動画の各区役所、大阪市市民局YouTubeチャンネル及び大阪市市民局Facebook及び「いまざとライナー」車内における周知を行ってきました。</p> <p>このほか、実際に行われた表現活動についての市民等からの申出等をもとに、専門家で構成する大阪市ヘイトスピーチ審査会において、公正・中立に審査を行った上で、市長がヘイトスピーチに該当すると認められた表現活動に係る認識等公表を11件実施(令和3年12月末現在)しており、こうした公表も、市民への啓発の効果を発揮しているものと考えております。</p> <p>今後とも、表現の自由等の憲法上の権利も考慮しながら条例を適切に運用し、条例第3条に基づく啓発を進めるとともに、条例第5条に基づく認識等の公表の取組を進めてまいります。</p>
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課 電話：06-6208-7612

番号	4 . (4)
項目	<p>多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて</p> <p><u>LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別の解消のため、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解を進めるため、大阪府「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」の主旨が、広く理解されるように、市（町村）においても条例設置を目指すこと。</u></p> <p>加えて、「大阪市 LGBT リーディングカンパニー制度」、「大阪市性の多様性尊重大賞」、「大阪市パートナーシップ宣誓証明制度」などの取り組みについて広く市民への周知を図ること。</p>
<p>（回答）</p> <p>本市では、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」に基づき、一人ひとりの人権が尊重され、その自己実現をめざして生きがいのある人生を創造することができる自由、平等で公正な誰もが生きやすい社会の実現に向けて取り組んでいます。</p> <p>性の多様性の尊重に関しても、本市では、この条例の趣旨に基づき、性のあり方に関係なく、誰もがありのまま受け入れられ、自分らしく生きることができる社会をめざし、市民の理解を深め、LGBTなどの性的少数者が直面している課題等を解消する取組みを積極的に推進しているところです。</p> <p>具体的な事業であるパートナーシップ宣誓証明制度や、LGBTリーディングカンパニー認証制度、あるいは、性の多様性尊重大賞における表彰に際しては、この条例の趣旨に基づき実施している旨を明らかにしております。</p>	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課 電話：06 - 6208 - 7611

番号	4 .(4)
項目	<p>LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別の解消のため、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解を進めるため、大阪府「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」の主旨が、広く理解されるように、市（町村）においても条例設置を目指すこと。</p> <p>加えて、「<u>大阪市 LGBT リーディングカンパニー制度</u>」、「<u>大阪市性の多様性尊重大賞</u>」、「<u>大阪市パートナーシップ宣誓証明制度</u>」などの取り組みについて広く市民への周知を図ること。</p>
<p>（回答）</p> <p>その取り組みの一環として、「<u>大阪市 LGBT リーディングカンパニー制度</u>」、「<u>大阪市性の多様性尊重大賞</u>」、「<u>大阪市パートナーシップ宣誓証明制度</u>」を実施しており、本市のホームページの他、人権情報誌「KOKOROねっと」への掲載など、広く市民に周知しております。</p>	
担当	市民局 人権啓発・相談センター 電話：(0 6) 6 5 3 2 - 7 6 3 1

番号	4.(4)
項目	<p>就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて</p> <p>連合大阪は、大阪労働局に対して就職差別の撤廃にむけた要請を行っているが、いまだ就職差別については根が深い問題である。就職を希望する場合、応募用紙については「統一応募用紙」「厚生労働省履歴書様式例(2021年策定)」を使用することや、面接時における不適切な質問を行わないことなどを、企業や関連団体等に対する指導・啓発を強化すること。</p> <p>さらに、部落差別解消法について広く周知することともに、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底するなど、あらゆる差別の撤廃にむけた施策を講じること。</p>
	<p>(回答)</p> <p>本市では、毎年6月に「就職差別撤廃月間」として各区広報紙による啓発広報を行っています。</p> <p>「部落差別の解消の推進に関する法律」については、市民に広く周知するため、大阪市人権啓発推進員への研修や、市内企業・事業所の人権啓発担当者等を対象にした講座において、「部落差別の解消の推進に関する法律」をテーマとして取りあげたり、本市人権啓発情報誌「KOKORO ねっと」やホームページへの周知記事の掲載などを行っているところです。今後も、さまざまな機会をとらえ、同法律の周知に努めてまいります。</p> <p>また、本市の高等学校では就職差別撤廃に向けた取組として、近畿高等学校統一応募用紙制定の経緯および意義について事前に生徒に説明し、採用選考時等における違反質問への対応について指導を行うなど、就職差別撤廃に向けた人権学習を計画的に実施しています。なお、違反質問等の問題事象があった場合には、学校が当該事業所に事実関係を確認したうえで、速やかに公共職業安定所ならびに本市教育委員会に報告することとしています。</p> <p>本市教育委員会としましては、今後も大阪労働局などの関係機関と連携して、就職差別の撤廃に努めてまいります。</p>
担当	<p>市民局 人権啓発・相談センター 電話：06-6532-7631</p> <p>教育委員会事務局 指導部 高等学校教育担当 電話：06-6208-9189</p>

番号	4.(5)
項目	<p>大阪市の財政状況と今後の税収見込みについて</p> <p>大阪経済は、コロナ禍の影響により急速に悪化し非常に厳しい状況となっている。製造業を中心に回復の兆しもあるものの、インバウンド需要の消滅を背景として、飲食業・小売業などへの影響が色濃く表れている。さらには、運輸業などにも強い影響がでており、市財政に繰り入れられるはずであった大阪メトロの株式配当が今年度は行われぬなどの報道もあった。</p> <p>私たちは、こうした状況が、自治体の財政にも影響を及ぼすことを危惧している。加えて、コロナ禍による財政出動により自治体の貯金ともいえる「財政調整基金」からの支出も行わざるを得ない状況となっており、これらによる財政状況の硬直化が長期間に及ぶのではないかと考えている。</p> <p>自治体財政の硬直化による支出の削減や事業の廃止などは、市民生活に直接影響することから、そうした影響を最小限にとどめることは当然であるが、市の財政状況とそうした事がどのような影響を及ぼすのかについて、市民に分かりやすい周知を行うことが重要である。</p> <p>今後の中長期的な財政状況について明らかにするよう求めるとともに、財政調整基金の現状についても明らかにすること。</p> <p><u>加えて、国に対して新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を支出するなどの財政支援を強力に求めること。</u></p> <p>また、補正予算の編成にあたっては、二元代表制に異議をふまえ、専決処分ではなく議会における議決によって執行することを基本とすること。</p>
	<p>(回答) <u>(下線部以外について回答)</u></p> <p>本市では、将来世代に負担を先送りしないため、「補填財源に依存」するのではなく、「収入の範囲内で予算を組む」ことを原則とし、行財政改革を徹底的に行い、「通常収支(単年度)の均衡」をめざすこととしています。そのために必要となる収支改善の目安を一定の前提により試算したものである「今後の財政収支概算(粗い試算)」や、財政調整基金の令和4年度末残高見込みについて、令和4年度予算編成を踏まえて公表いたします。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じ、飲食店等への支援など、随時の補正予算等により、機動的な予算措置を行っているところです。そのうち、市長において地方自治法179条第1項の規定に基づく専決処分を行っているのは、特に急施を要するものに限り、それらについては、その後に議会報告を行っています。</p> <p>(令和4年1月12日時点)</p>
担当	<p>財政局 財務部 財務課財務グループ 電話：06-6208-7715</p>

番号	5.(1)
項目	<p>フードバンク活動の課題解決と普及促進について</p> <p><u>2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する支援を拡大すること。とりわけ「フードドライブ」による、フードバンク活動の支援の実績について公表し広報・啓発に努めること。</u></p> <p>また、コロナ渦におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。</p>
<p>(回答) <u>下線部について回答</u></p> <p>本市では、食品ロス削減のため、ご家庭で余った未開封で、賞味期限が一定期間以上あり、常温保存できる食品を回収して、福祉団体等へ無償譲渡する取組である、「フードドライブ」を推進しています。</p> <p>具体的な取組としては、本市と店舗等において食品を回収してくださる事業者と「フードドライブ回収事業にかかる協定」を締結しています。</p> <p>同協定に基づき、事業者の店舗等において、市民からご家庭で余った食品の回収を行っているほか、本市においても、一部の区役所やイベント会場などで回収を行っており、回収された食品は、本市と「フードドライブ連携実施にかかる協定」を締結している事業者や社会福祉協議会を通じて、大阪市内にある福祉団体等に無償で譲渡されています。</p> <p>本市は、今後も引き続き、「フードドライブ」を通じて、フードバンク活動を実施している事業者を支援するとともに、本市ホームページ等において、回収事業者・連携事業者の募集及び回収拠点等を掲載し、情報発信に努めてまいります。</p>	
担当	環境局 事業部 家庭ごみ減量課 電話：06-6630-3259

番号	5.(2)
項目	<p>消費者教育としての悪質クレーム(カスタマーハラスメント)対策について</p> <p>「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム(カスタマーハラスメント)の抑止・撲滅を推進すること。</p> <p>具体的な取り組みとしては、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。</p>
	<p>(回答)</p> <p>本市では、消費者自らが適正な意思決定をし、合理的な消費行動が行えるよう「自立した消費者」を育成することをめざし、日常生活における身近な問題をテーマとした講座や、市民の消費者活動に関する基本的な知識の向上のため、よくある消費者トラブルの手口や対処方法についての講座、及び高齢者の消費者被害防止のため、高齢者の家族や地域で見守る支援者・団体等に対して、消費者被害の未然防止・早期発見につながる手法等についての講座を実施しております。</p> <p>また、若年者に対しましては、市立中学校・高等学校の各3年生を対象に若年者が陥りやすい消費者トラブルや消費者が主役の消費者市民社会などについて解説した啓発冊子「あなたは大丈夫？よくある消費者トラブル！」を配付するとともに、高等学校等へ無料で講師を派遣して、若年者が自立した消費者となるよう若年者向けの教育講座を実施しております。</p> <p>一方、消費者庁においては、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行う「倫理的消費(エシカル消費)」も含む、消費者教育を推進しています。</p> <p>また、令和2年3月31日には第4期消費者基本計画が策定され、今期の基本計画においては、関連する他の行政分野の政策及びそれに関連する機関との有機的な連携を確保しつつ、行政が公助として積極的な役割を果たすとともに、行政のみならず、消費者・消費者団体や事業者・事業者団体を含む多様な関係者により、重層的かつ多段階的な取組みを展開することが示されています。</p> <p>今後、要請にある一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為などの悪質クレーム(カスタマーハラスメント)の抑止・撲滅の推進における消費者庁や他都市の動向等も注視しながら、消費者の自立を支援することをめざした消費者教育に取り組んでまいりたいと考えております。</p>
担当	市民局 消費者センター 電話：06-6614-7521

番号	5 . (3)
項目	<p>特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について</p> <p>大阪市では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大に乗じたものをはじめとする特殊詐欺被害の防止のため、本市ではホームページや SNS 等を活用した情報提供・注意喚起のほか、コロナウイルスワクチン接種会場や各種イベント会場における啓発・呼びかけを実施してまいりました。</p> <p>なお、「自動通話録音機」等の貸与事業について、実施している自治体が多くあることは認識しておりますが、本市には非常に多くの高齢者がお住まいであり、電話機購入の予算確保のほか、電話機の貸与方法、普及効果なども含めて慎重に分析し検討していく必要があり、現在のところ貸与事業を実施する予定はございません。</p> <p>本市としましては、特殊詐欺の被害防止のためには、市民の皆様にも、詐欺対策機能を備えた電話機の利用も含めた様々な防犯対策があることを丁寧にお知らせし呼びかけていくことが重要であると考えており、引き続き啓発活動を実施してまいります。</p>	
担当	市民局 区政支援室 地域安全担当 電話：06-6208-7317

番号	6.(1)
項目	<p>交通バリアフリーの整備促進について</p> <p>公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。</p>
<p>（回答）</p> <p>本市では、高齢者や障がい者等の移動の円滑化とひとにやさしいまちづくりの促進を図るため、駅入口から各ホームまでの段差解消された移動経路が確保されていない既存駅舎及び出入口が複数ある駅舎において、バリアフリールートが一であることにより障がい者等の移動が長時間、長距離となっている既存駅舎を対象に、エレベーター等の整備を促進するために鉄道事業者に補助を行っております。</p> <p>なお、エレベーター等の設備の維持管理や更新費用につきましては、鉄道事業者の負担としているところです。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8072</p>

番号	6.(2)
項目	<p>安全対策の向上に向けて</p> <p><u>鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。</u></p> <p><u>とりわけ、視覚障がい者の転落事故が多発しているとの報道もあり、視覚障がい者が多く利用する駅などへの優先整備などについても検討すべきであり、事業者との協働により、そうした取り組みについても検討すること。</u></p> <p>また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、事業者の人的負担も増加しており、民間、地域の協力を得ながら「社会全体で支えていく仕組み」について検討すること。</p>
	<p>(回答) <u>下線部について回答</u></p> <p>本市では、プラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、障がい者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全を確保することを目的として、平成22年に鉄道事業者が実施する可動式ホーム柵等の整備に対する補助制度を創設し、国や府と協調して補助金を交付することにより、整備促進に努めてきたところです。</p> <p>国が昨年12月に改正した「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、地域の実情等を勘案し、優先度が高いプラットホームでの可動式ホーム柵等整備の加速化をめざすと示されたことを受け、本市においても令和3年4月に、1日あたりの利用者が10万人以上の駅のみならず、10万人未満の駅についても補助対象とする制度改正を行っており、転落及び接触事故の発生状況、駅やホームの構造及び利用実態、駅周辺エリアの状況などを勘案して特に優先度が高いプラットホームでの可動式ホーム柵等整備についても補助対象としているところです。なお、設置後の補修については、鉄道事業者の責務として行われるものと認識しております。</p> <p>可動式ホーム柵等の整備個所は、鉄道事業者にて検討されるものであり、本市としては引き続き、鉄道事業者に対して可動式ホーム柵等の整備の働きかけを行ってまいります。</p>
担当	計画調整局 計画部 交通政策課 電話：06-6208-7842

番号	6.(2)
項目	<p>安全対策の向上に向けて</p> <p>鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。</p> <p>とりわけ、視覚障がい者の転落事故が多発しているとの報道もあり、視覚障がい者が多く利用する駅などへの優先整備などについても検討すべきである。事業者との協働により、そのような利用者が多い駅を把握できる仕組みなどについて検討すること。</p> <p><u>また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。</u></p>
	<p>(回答) <u>下線部について回答</u></p> <p>高齢者や障がい者をはじめすべての市民が安全・快適に暮らせるよう「ひとにやさしいまちづくり」の促進のため、鉄道駅舎の段差解消策として、エレベーター等の設置経費の補助を行っております。</p> <p>また、障がいのある人が住みやすい環境づくりのため、「大阪市障がい者支援計画」に基づき、生活環境の整備や移動手段の確保など、「ひとにやさしいまちづくり」の推進に努めてまいります。</p>
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話:06-6208-8072

番号	6.(3)
項目	<p>キッズゾーンの設置に向けて</p> <p><u>保育中の子どもや通学中の児童や保育士が巻き込まれる事故が多発している。そうした事故を防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置を進めるとともに、安全確保のための、ガードレールの設置を行う事。</u>また、運転手にも広く周知するため、免許更新の際に注意を呼び掛けるなど、キャンペーン等を実施すること。</p>
<p>(回答) <u>下線部について回答</u></p> <p>令和元年5月に大津市において、散歩中の園児らが死傷した交通事故を受け、国からの通知により、未就学児の移動経路における緊急安全点検を実施し、対策が必要な箇所には交通管理者および道路管理者により対策を講じる等、安心・安全な子育て環境の整備の取組みを進めています。</p>	
担当	こども青少年局 保育施策部 保育企画課 電話：06-6361-0752

番号	6 .(4)
項目	<p>防災・減災対策の充実・徹底について</p> <p><u>ハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。</u></p> <p><u>加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。また、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。</u></p> <p>さらに、外国人のための災害発生時の多言語での対応について、必要とする情報を、迅速、的確かつ分かりやすく、より多くの言語で提供するための専用ウェブサイトやアプリ等を早急に開発すること。</p>
	<p>(回答) <u>下線部について回答</u></p> <p>本市では、水害による浸水想定や津波(水害時)避難ビル等を掲載した「水害ハザードマップ」及び日頃の備えから災害発生時の行動などを掲載した「市民防災マニュアル」を作成し、区役所や市役所等で配布及びホームページで公開しています。また、各区の広報誌における区防災マップの掲載や各種イベントでの防災啓発の実施など、継続して広報、啓発を行っております。</p> <p>避難行動要支援者名簿につきましては、本市保有の要配慮者情報に基づきあらかじめ作成しており、本人同意を得て自主防災組織等へ提供し、災害時には当該名簿等により避難支援を行うこととしております。また危機管理室では、各区に地域防災力向上アドバイザーを派遣し、避難所開設訓練と、福祉避難所における福祉避難所開設訓練や津波避難施設における津波避難訓練等と連動した総合的な防災訓練の実施支援、避難行動要支援者の避難支援の取組みを促進するための支援を行っています。</p> <p>市ホームページについては、被害情報や被災者支援に関する情報などをトップページに緊急情報としてまとめて掲載するなど、見やすくわかりやすい情報提供となるよう引き続き取り組んでいきます。</p> <p>本市の地域防災計画では、令和2年度に新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について見直しを行い、避難所における避難者の過密抑制等の感染症対策の実施についての内容を追記しました。今後も必要に応じて見直しを検討してまいります。</p>
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7389・7385・7380

番号	6.(4)
項目	<p>防災・減災対策の充実・徹底について</p> <p>ハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。</p> <p>加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。また、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。</p> <p><u>さらに、外国人のための災害発生時の多言語での対応について、必要とする情報を、迅速、的確かつ分かりやすく、より多くの言語で提供するための専用ウェブサイトやアプリ等を早急に開発すること。</u></p>
	<p>(回答) <u>下線部について回答</u></p> <p>本市では、平成24年4月1日に公益財団法人大阪国際交流センターと締結した「災害時における外国人市民支援に関する協定」に基づき、災害時には公益財団法人大阪国際交流センターに災害多言語支援センターを設置し、多言語(英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語)による情報発信、及び相談対応等の支援を実施することとしています。</p>
担当	経済戦略局 立地交流推進部 国際担当 電話：06-6615-3741

番号	6 .(5)
項目	<p>地震発生時における初期初動体制について</p> <p>南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要である。大阪市においても、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員の比率が高まっており、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行うとともに、少なくとも 24 行政区においては、「直近参集」が有効に機能するようすること。</p> <p>また、地震発生の時間帯が帰宅・出勤(通学)時間帯と重なった際の帰宅困難者の対応についても防災計画への反映を行い、帰宅困難となった住民に対して、一時避難できる場所の確保にむけ、鉄道事業者、地域企業との連携に向けた検討を行うこと。</p> <p>加えて、企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災害ボランティアセンターなどとの連携など、いつ発生するともわからない災害への対策を強化すること。</p>
	<p>(回答)</p> <p>大規模災害発生時には、限られた人員で初期初動を含めた災害対応が行えるように大阪市業務継続計画において非常時優先業務を定め、体制の構築に取り組んでいます。応援措置が円滑に実施できるよう、近隣自治体と相互協定を結んでいます。また、震災時に直近参集者が有効に機能できるよう、年間を通じて研修及び訓練を実施しております。</p> <p>大阪府北部地震では発災時間が出勤時間帯であったために従業員の自宅待機・出社の判断に関して事業所で対応が一定していなかったことから、平成 30 年 9 月に大阪府を事務局とする帰宅困難者支援に関する協議会において、事業所における「一斉帰宅の抑制」対策ガイドラインを改正し、発災時間帯に応じて事業所がとるべき行動を定めました。</p> <p>また、事業所における「一斉帰宅の抑制」対策ガイドラインの改正を踏まえ、発災時間帯別に企業・事業所などが従業員等にとるべき行動を示した計画をあらかじめ策定するよう、令和元年度に地域防災計画の見直しを行いました。令和 3 年度には複数の宿泊事業者・地域企業と旅行者を含む帰宅困難者の受入れ協定を締結しました。今後も引き続き事業者に対して一時滞在施設の協力交渉を行ってまいります。</p> <p>避難行動要支援者名簿につきましては、本市保有の要配慮者情報に基づきあらかじめ作成しており、本人同意を得て自主防災組織等へ提供し、災害時には当該名簿等により避難支援を行うこととしております。危機管理室では、各区に地域防災力向上アドバイザーを派遣し、避難所開設訓練と、福祉避難所における福祉避難所開設訓練や津波避難施設における津波避難訓練等と連動した総合的な防災訓練の実施支援、避難行動要支援者の避難支援の取組みを促進するための支援を行っています。</p>
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7379・7387・7385・7380

番号	6.(6)
項目	<p>災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について</p> <p><u>予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。</u></p> <p>加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。</p>
	<p>(回答) <u>下線部について回答</u></p> <p>本市は、低平地に広がる水害に弱い地形であり、上町台地を境に、東側の寝屋川流域における洪水対策と、西側の西大阪地域における津波・高潮対策に取り組んできました。</p> <p>寝屋川流域では、府及び本市を含む流域市が連携し、平成2年4月に「寝屋川流域総合整備計画」を策定し、河川や下水道の整備を進めると共に流域における保水・遊水機能を人工的に取り戻そうという考え方にに基づき総合治水対策を進めています。</p> <p>西大阪地域では、過去の高潮被害をきっかけとして、既に堤防の嵩上げや水門が整備されていますが、平成26年度から、府市の港湾・河川管理者が連携し、10年間の緊急対策として、南海トラフ巨大地震対策に取り組んでおり、堤防や水門の耐震・液状化対策を進めています。</p> <p>維持管理については、平成28年度に公表した「河川管理施設維持管理計画(個別施設計画)」に基づき、日常点検や定期点検、河川管理者と水防管理者で実施する水防踏査の結果を踏まえて、河川施設の機能低下が生じないように、河道の浚渫、除草、損傷個所の補修や更新などを実施し、河川施設の機能保持に努めています。</p>
担当	建設局 企画部 河川課 電話：06-6615-6835

番号	6.(6)
項目	<p>災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について</p> <p>予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。</p> <p><u>加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。</u></p>
	<p>(回答) <u>下線部について回答</u></p> <p>市民の生命に影響を及ぼす避難情報などの緊急情報については、防災行政無線(屋外スピーカ)のほか、エリアメール、市ホームページ、大阪市防災アプリや危機管理室ツイッターなど、様々な媒体で情報提供するほか、市民の資産に影響のある被災者支援施策の情報についても市ホームページなどで周知していきます。</p> <p>本市では、水防法等に則り水害ハザードマップを作成し、市民に対し浸水想定結果や水害時の対応として知っていただきたい内容を啓発周知しています。</p> <p>令和3年7月には、平成27年7月の水防法改正を受け、国や大阪府等において、各々が管理する施設の浸水想定の見直しが進められるとともに、令和2年8月には、大阪府により高潮に関する浸水想定区域が新たに指定・公表されたことから水害ハザードマップを改訂し、全戸配布を行いました。</p> <p>また、市ホームページにおいても、水害ハザードマップや市民防災マニュアル、避難の考え方等の啓発コンテンツを公開するなどより一層の周知・広報に努めています。</p>
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7386・7385

番号	6.(6)
項目	<p>災害被害拡大の防止について</p> <p>大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市民への制度の周知・理解促進を図ること。</p> <p>事業活動の休止を発令する場合は、多様な手段で緊急情報を正確かつ迅速に伝達できるようにすること。また、現場混乱を来すような情報発信は、市民生活に大きな影響を与えることから厳に慎むこと。</p> <p>加えて市民に不安を与えないためにコロナ対策に留意した上での対応を行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>令和元年度には、非常に強い台風の接近が予想される場合には、広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事等の日常生活の状態から災害時の状態へ意識の切り替えを呼びかける、「災害モード宣言」を大阪府より発信することを定め、大阪府において制度に関するチラシを作成し、本市でもホームページを作成する等、市民周知を進めております。</p> <p>なお、大阪府から「災害モード宣言」が発令された際には、府防災情報メール等での情報発信が行われるとともに、本市としてもホームページや SNS 等により、市民等に周知を行います。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7386・7385

番号	6.(8)
項目	<p>交通弱者の支援強化に向けて</p> <p>交通網が発達している大都市であっても、高齢者や障がい者など、移動に関するハードルが高い市民がおり、また公共交通サービスの空白地帯も存在している。そうした立場に置かれている「交通弱者」に対して、誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、シェアリングエコノミーや移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援など、必要な対策を検討すること。</p>
	<p>(回答) <u>下線部</u>について回答</p> <p>市域内は、バス路線と鉄道を合わせた公共交通ネットワークでカバーできており、全市として利用状況に見合った、必要な公共交通サービスを確保できていると考えています。</p> <p>これら必要な路線・サービスを維持したうえで、さらに区内で独自に移動手段を必要とする場合は、地域の実情に応じて取り組むこととなっており、各区において区民サービス向上のため多様な手段に取り組んでいます。</p>
担当	都市交通局 バスネットワーク企画担当 電話：06-6208-8895

番号	6.(9)
項目	<p>持続可能な水道事業の実現に向けて</p> <p>持続可能な水道事業の実現のため、<u>水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。</u></p> <p>また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。</p> <p>加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。</p>
	<p>(回答) <u>下線部について回答</u></p> <p>水道局では、令和元年10月の改正水道法の施行に先立ち、平成30年3月に策定した中期経営計画「大阪市水道経営戦略(2018-2027)」における人材育成と技術継承による組織力強化の具体的な取り組みとして「大阪市水道局組織力強化改革方針」を令和2年2月に策定しました。</p> <p>この方針では、「精鋭人材の確保、育成」を柱の一つとしており、職員の「精鋭化」と職場の「活性化」を目指し、今後の少数体制の組織下にあっても高い水準の技術力・ノウハウとモチベーションを備えた人材を確保・育成することとしています。</p> <p>これからも職員の能力を十分に発揮できる組織体制を構築するための人材の確保や人事配置を行うとともに、職員が行うべき様々な業務をより高いレベルで遂行できるよう、技術の継承、研修の強化・充実など、職員の資質・能力を高める「精鋭化」に取り組めます。</p> <p>また、事業の継続と組織の更なる発展のためには、職員一人ひとりが水道事業者としての使命感を持ち、働きがいを感じつつ、仕事と生活のバランスの取れた調和が可能となるような風通しの良い職場環境づくりが大切であるため、働き方改革、ワーク・ライフ・バランスの推進など、組織・職場の「活性化」に取り組めます。</p> <p>これら精鋭人材の確保、育成に向けた様々な取組を効果的に実行し、組織の一体感を醸成し、組織力を高めていきます。</p>
担当	水道局 総務部 職員課 研修厚生担当 電話:(06)6322-0576

番号	6.(9)
項目	<p>持続可能な水道事業の実現に向けて</p> <p>持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、<u>水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。</u>加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。</p>
	<p>（回答） <u>下線部について回答</u></p> <p>水道の基盤強化のための施策に関しては、平成 30 年 3 月に策定した「大阪市水道経営戦略(2018-2027)」について、現在、策定当初からの社会環境等の変化の踏まえ、見直しの検討を進めています。改訂案では、切迫する南海トラフ巨大地震対策として、浄配水施設や管路の水道施設の耐震化等の施策、及び投資計画を示し、また給水収益の減少や工事費用の増嵩が見込まれる中で、現行料金を維持した場合の計画期間における収支見通し及び計画期間後 10 年間の収支についても明らかにしたうえでこの改訂案の公表し、地域住民の方などに広く意見をいただくためパブリック・コメントを実施しており、令和3年度末を目途に改訂版を策定することとしております。</p>
担当	水道局 総務部 企画課 電話：06-6616-5410

番号	6.(9)
項目	<p>持続可能な水道事業の実現に向けて</p> <p>持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。</p> <p>また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。</p> <p>加えて、<u>民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。</u></p>
	<p>（回答） <u>下線部について回答</u></p> <p>本市では、市民生活の安心安全の強化を図るため、大規模地震等への備えとして市域内に布設された配水管の耐震化を促進させることをめざし、「大阪市水道PFI管路更新事業等」（コンセッション方式）における事業者の公募手続きを進めてまいりましたが、令和3年9月に全ての応募者が辞退したことにより終了いたしました。</p> <p>【参考】</p> <p>「PFI 管路更新事業の総括及び今後の基本的方向性について」をとりまとめました</p> <p>URL：https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000556555.html</p>
担当	水道局 総務部 経営改革課 電話：06-6616-5412

番号	7.(1)
項目	<p>医療提供体制の強化について</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を生じさせないため、重症病床をはじめとした新型コロナウイルス感染症患者の受け入れのみならず、一般医療に制限をかけることのない医療提供体制を整備すること。</u></p> <p>加えて、中等症病床にて重症者の治療が可能となるよう高度な医療機器の増備を行うこと。また、当面の病床確保のみならず、新たな感染症の拡大などの緊急時に耐えうる医療人材の確保や、公・民の医療機関による連携を強化すること。</p> <p>感染者受け入れ体制の強化について</p> <p><u>新型コロナウイルス感染者を受け入れる療養施設（ホテル等）は、自宅療養を必要とする特別な事情を要する患者を除き、受け入れ可能とする十分な確保を行うこと。また、宿泊患者の急な容態悪化に迅速に対応するため、医師の配置や医療機関との連携を強化すること。</u></p> <p>さらには運営上の課題に対する相談窓口の設置をおこなうとともに、運営する施設の従業員に対する感染防止対策に掛かる費用を負担すること。</p>
	<p>（回答） <u>下線部について回答</u></p> <p>大阪市では、「大阪府新型コロナウイルス対策本部」に参画し、関係機関と情報共有するとともに、「大阪市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、医療機関等と連携しながら、感染拡大防止に向けて、全力で取り組んでいるところです。</p> <p>病床については、大阪府において、府内の受入医療機関に対し、継続的に病床確保を依頼されているほか、本市においても1床1,000万円の受入病床協力金制度を創設し、確保に努めているところです。</p> <p>また、宿泊療養施設についても、大阪府において段階的に確保・拡充がなされており、さらに、入院先の調整については、大阪府入院フォローアップセンターと連携しそれぞれの病状や状況を踏まえて調整し、宿泊療養先の手配については、大阪府が新たに構築した療養者情報システムにより宿泊施設等を調整しております。</p> <p>これらの取り組みに加え、大阪府では療養環境の充実を図るため、宿泊療養施設に診療スペースを設け、療養中の患者に対し診察等を行う「診療型宿泊療養施設」の整備を進めております。</p> <p>引き続き、関係機関との連携を図りながら、病床の確保等医療体制の拡充など感染拡大防止に向け取り組んでまいります。</p>
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739

番号	7.(1)		
項目	<p>PCR 検査の拡充について</p> <p>新たな感染拡大の予兆を掴み、拡大を未然に防止するためにもワクチン接種と並行しながら、PCR 検査等の検査体制を拡充するとともに、濃厚接触者に指定された者の検査を確実に行うこと。</p> <p>また、過去にクラスターが頻繁に発生している医療機関、高齢者施設、保育所、福祉施設等については、定期的な検査を行うなどクラスター発生を未然に防止する措置を強力に押し進めること。</p> <p>さらには、無症状者による感染拡大を防止するためにも、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、希望する労働者が簡便に検査を受けることが可能な体制を整えること。加えて、新たな変異株の発生と拡大に備えスクリーニング検査体制の拡充と専門家による研究を支援すること。</p>		
	<p>(回答)</p> <p>本市では限りある医療資源のもと、国の疑似症例の定義などに基づき、発熱等の症状がある方や濃厚接触者などに対して迅速かつ確実に PCR 検査を実施しています。</p> <p>検査体制につきましては、従来の「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関等に加え、関係機関の協力のもと、市内に 5 か所の検査場を設置・運営しています。</p> <p>また、保健所を介さず、地域の医療機関から直接受診調整ができる地域外来・検査センターを設置するとともに、発熱患者が地域において適切に診療・検査を受けることができる「診療・検査医療機関」が指定されています。</p> <p>さらに、令和 3 年 2 月から、高齢者や障がい者の入所施設において、また、7 月からは通所系・訪問系サービス事業所等においても、従事者の新型コロナウイルス感染をできるだけ早い段階で見つけ、感染拡大リスクを減少させることを目的に、従事者に対して概ね 2 週間に 1 回のサイクルで PCR 検査を実施しております。</p> <p>これらの取り組みに加え、クラスターの早期発見、早期対応に重点を置き、施設等で複数の陽性者が出た場合には幅広く検査を実施しています。</p> <p>引き続き、関係機関との連携を図りながら、検査体制の拡充など感染拡大防止に向け取り組んでまいります。</p>		
担当	健康局 保健所 感染症対策課	電話：06-6647-0739	
	福祉局 高齢者施策部 介護保険課	電話：06-6241-6310	
	福祉局 障がい者施策部 運営指導課	電話：06-6241-6527	

番号	7.(1)
項目	<p>ワクチン接種体制の強化について</p> <p>ワクチン接種が迅速かつ計画的に確実に行われるよう、体制強化を図ること。</p> <p>ワクチン接種が遅れる地域が生じないように必要な支援を行うとともに、国・府に対して計画通りのワクチン供給ができるよう連携を強化すること。</p> <p>また、副反応情報などの確実な情報収集と市民に対する正確な情報提供を行うこと。さらには、市域には若年層の単身世帯を中心に、かかりつけ医が無い市民が多数居住しており、そうした市民が容易に接種出来るように、集団接種会場における接種を継続すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましては、本市では、国の方針に基づき、11月末までに希望する市民の方への2回接種の完了を目指し、集団接種会場での1回目接種は令和3年10月31日をもって終了としておりました。</p> <p>しかしながら、若年層を中心に更なる接種を促進するため、まだ接種がお済みでない方や新たに12歳に到達される方などを対象に、「やすらぎ天空館」で令和3年11月22日から令和4年1月9日まで、「OCAT」で令和3年12月11日から12月26日まで集団接種を再開しました。</p> <p>なお、「城見ホール」では令和3年11月29日から集団接種を再開し、現在も実施しております。</p> <p>追加接種(3回目接種)については、国から2回目接種を受けた18歳以上のすべての住民を対象に、2回目接種完了から原則8か月以上の間隔をおいて1回接種することとされております。なお、一部の接種対象者において、前倒し接種が可能となったことから、本市として前倒し接種に向け、対応を行っております。</p> <p>なお、接種体制については、個別医療機関での接種に加え、集団接種会場は、医師等の手配や国からのワクチン供給量も鑑み、利便性のよい場所に複数設置を予定しております。</p> <p>接種を希望する市民の皆様が安心して接種できるよう、今後も、ホームページや広報紙等で接種スケジュール等、接種に係る情報やワクチンに係る基本情報などを周知してまいります。</p> <p>(令和4年1月17日時点)</p>	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0813

番号	7.(1)
項目	<p>保健所機能の強化について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、保健所に求められる役割は多岐に渡り、保健所職員の過重労働が深刻な状況となっている。また、公衆衛生活動の拠点としての役割と当面の新型コロナウイルス感染症対策や新たな感染症など、緊急時においても対応が可能となるよう職員を増員するとともに、大阪健康安全基盤研究所と連携し感染症対策や公衆衛生活動を強化すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策の人員体制につきましては、陽性者の増加と検査需要の増大に伴い、令和2年5月に保健所内に「専任グループ」を発足させて以降も、感染状況に合わせ、数次にわたり体制強化を行ってきたところです。</p> <p>引き続き、関係機関との連携を図りながら、病床の確保等医療体制の拡充など感染拡大防止に向け取り組んでまいります。</p>	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739

番号	7.(1)
項目	<p>感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いの禁止について</p> <p><u>医療従事者はもとより、エッセンシャルワーカーや感染者などへの差別的発言や SNS を利用した誹謗中傷などを根絶するため、広く市民に対して啓発活動を行うこと。</u></p> <p>また、差別的発言に至る背景には、情報の不足による不安や偏見があることから、正確かつ迅速な情報発信をより一層強化すること。さらには、ワクチン接種は自己の判断によるものであり、同調圧力による接種の強制や、接種しない者への差別的発言や不利益な扱いを行わないよう広く市民に対する啓発活動を行うこと。</p>
<p>(回答) 下線部について回答</p> <p>大阪市では、差別のない人権が尊重される社会の実現に向け、広く市民の皆様と協働して取組を進めてきています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による様々な差別が発生していることを踏まえ、本市におきましてはホームページや SNS を通して誤解や偏見に基づく差別やいじめが生じないよう啓発を行うとともに、人権相談の取り組みを進めてきたところです。今後とも、あらゆる差別を許さないという理念の元、広報活動に一層取り組んでまいります。</p>	
担当	市民局 人権啓発・相談センター 電話：06-6532-7631

番号	7.(1)
項目	<p>感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いの禁止について</p> <p><u>医療従事者はもとより、エッセンシャルワーカーや感染者などへの差別的発言や SNS を利用した誹謗中傷などを根絶するため、広く市民に対して啓発活動を行うこと。</u></p> <p><u>また、差別的発言に至る背景には、情報の不足による不安や偏見があることから、正確かつ迅速な情報発信をより一層強化すること。</u>さらには、ワクチン接種は自己の判断によるものであり、同調圧力による接種の強制や、接種しない者への差別的発言や不利益な扱いを行わないよう広く市民に対する啓発活動を行うこと。</p>
<p>(回答) <u>下線部について回答</u></p> <p>本市では、ホームページをはじめ、市役所のモニター広告や民間企業の協力のもと銭湯、イオンモール及び郵便局においてデジタルサイネージを利用した新型コロナウイルス感染防止に関する広報活動を実施しております。</p> <p>また、SNS(ツイッター、ライン等)を活用し、新型コロナウイルス感染症に関する情報を随時発信しております。</p> <p>これらの取り組みに加え、令和3年2月には新型コロナウイルスに感染しても誰もが地域で笑顔を取り戻せる社会にとの願いから取り組んでいる「シトラスリボンプロジェクト」に賛同し、感染防止やコロナによる差別、偏見をなくす取り組みを進めております。</p> <p>引き続き、関係機関との連携を図りながら広報活動に取り組んでまいります。</p>	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739

番号	7.(1)
項目	<p>感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いの禁止について</p> <p>医療従事者はもとより、エッセンシャルワーカーや感染者などへの差別的発言や SNS を利用した誹謗中傷などを根絶するため、広く市民に対して啓発活動を行うこと。</p> <p>また、差別的発言に至る背景には、情報の不足による不安や偏見があることから、正確かつ迅速な情報発信をより一層強化すること。さらには、<u>ワクチン接種は自己の判断によるものであり、同調圧力による接種の強制や、接種しない者への差別的発言や不利益な扱いを行わないよう広く市民に対する啓発活動を行うこと。</u></p>
<p>(回答) <u>下線部について回答</u></p> <p>新型コロナワクチン接種は、感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことを目的にしていますが、接種は強制ではなく、副反応などの情報も確認いただき、ご納得のうえで、接種を受けていただいております。</p> <p>また、医学的な事由等により、接種を受けられない方もおられることから、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていないことを理由に、差別的な行為を行うことはあってはなりません。</p> <p>新型コロナウイルス感染症及びワクチンの接種に関連した誤解や偏見に基づく不当な差別は決して許されるものではなく、本市ホームページで周知・啓発を行うとともに、新型コロナウイルス感染症に関わる人権問題に対応する相談窓口のご案内も行っております。</p> <p>また、市長自らも YouTube チャンネルにおいて「STOP! コロナ差別」として啓発メッセージを配信しております。</p> <p>今後も、新型コロナウイルス感染症及びワクチンの接種に関連した不当な差別が起こらないよう啓発に努めてまいります。</p>	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0813

番号	7(2)
項目	<p>新型コロナウイルス感染症拡大における各種支援制度の支給迅速化について</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、事業所を対象とした営業時間短縮等協力金や雇用調整助成金、個人を対象とした休業支援金など、さまざまな支援制度については、支援を必要とする者が確実に支援を受けることができるよう認知度を高める取り組みを強化するとともに、支給の迅速化へ向けた体制を整備すること。</u></p>
<p>(回答) <u>下線部について回答</u></p> <p>新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様への支援については、現在国等において、様々な施策が実施されています。本市では、次の施策を実施しております。</p> <p>(令和4年1月4日時点)</p> <p>(1) 大阪府が令和2年8月6日から20日までの間、大阪ミナミ地区の一部区域を対象に実施した、酒類の提供を行う飲食店等に対する休業要請等にご協力いただいた事業者に対しまして、大阪府との共同により、「感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金(大阪市・府共同)」を支給いたしました。</p> <p>(2) 大阪府が令和2年11月27日から12月15日までの間、大阪市北区及び中央区を対象に実施した、酒類の提供を行う飲食店等に対する休業要請等にご協力いただいた事業者に対しましては、大阪府との共同により、「令和2年11月及び12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金(大阪市・府共同)」を支給いたしました。</p> <p>(3) 大阪府が令和2年12月16日から令和3年1月13日までの間、大阪市全域を対象に実施した、酒類の提供を行う飲食店等に対する休業要請等にご協力いただいた事業者に対しましては、大阪府との共同により、「令和2年12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金(大阪市・府共同)」を支給いたしました。</p> <p>(4) 大阪府が令和3年3月1日から令和3年4月4日までの間、大阪市全域を対象に実施した、飲食店等に対する営業時間短縮要請にご協力いただいた事業者に対しましては、大阪府との共同により、「第3期営業時間短縮協力金(令和3年3月大阪府・大阪市共同)」を支給しております。さらに大阪市では、第3期営業時間短縮協力金に加えて、月額賃料等に応じた独自の上乘せ協力金を支給しております。</p> <p>(5) 大阪府が令和3年4月25日から令和3年5月31日までの間、大阪府全域を対象に実施した緊急事態措置に伴い、飲食店等に対する営業時間短縮要請等にご協力いただいた酒類提供を主として営業する一定規模以上の大阪市内の店舗に対し、大阪府が支給する「第5期営業時間短縮等協力金」に加えて、売上高等に応じた独自の上乘せ協力金を支給しております。</p> <p>(6) 大阪府が令和3年6月1日から令和3年6月20日までの間、大阪府全域を対象に実施している緊急事態措置に伴い、飲食店等に対する営業時間短縮要請等にご協力いただいた酒類提供を主として営業する一定規模以上の大阪市内の店舗に対し、大阪府が支給する「第6期</p>	

営業時間短縮等協力金」に加えて、売上高等に応じた独自の上乗せ協力を支給しております。

- (7) 大阪府が令和3年6月21日から令和3年7月11日までの間、及び令和3年7月12日から令和3年8月1日の間、大阪府内全市を対象に実施しているまん延防止等重点措置に伴い、飲食店等に対する営業時間短縮要請等にご協力いただいた大阪市内の飲食店等の店舗に対し、大阪府が支給する「第7期営業時間短縮等協力金」と合わせて、支給日額の下限額が4万円となる水準まで、独自の上乗せ協力を支給しております。また、大阪府が令和3年8月2日から令和3年8月31日までの間、大阪府全域を対象に実施している緊急事態措置に伴い、飲食店等に対する営業時間短縮要請等にご協力いただいた酒類提供を主として営業する一定規模以上の大阪市内の店舗に対し、大阪府が支給する「第7期営業時間短縮等協力金」に加えて、売上高等に応じた独自の上乗せ協力を支給しております。
- (8) 大阪府が令和3年9月1日から令和3年9月30日までの間、大阪府全域を対象に実施している緊急事態措置に伴い、飲食店等に対する営業時間短縮要請等にご協力いただいた酒類提供を主として営業する一定規模以上の大阪市内の店舗に対し、大阪府が支給する「第8期営業時間短縮等協力金」に加えて、売上高等に応じた独自の上乗せ協力を支給しております。

なお、施策については、制度創設後、速やかに報道発表を行うとともに、市ホームページやSNS、区政だよりによる情報発信など、施策の認知度を高める取り組みを行ってまいりました。また、協力金の速やかな支給に向けて、引き続き、迅速かつ適正な審査に努めてまいります。

担当	経済戦略局 産業振興部 産業振興課（経済振興担当）	電話：06-6615-3012
----	---------------------------	-----------------

番号	7.(2)
項目	<p>生活困窮者への支援について</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業・休業を余儀なくされた生活困窮者が増加していることから、支援金を拡充するとともに生活相談者自立支援の相談窓口を充実させること。特にシングルマザーをはじめとする「ひとり親」の家庭に対する支援を強化すること。</u></p> <p><u>また、住居確保給付金の12カ月を超えたさらなる延長など、実効性ある支援を国に対して求めること。</u></p> <p><u>さらには、現行の支援制度の活用状況を検証し、支援を必要とする者に確実に届くよう認知度を高める取り組みを行うとともに、活用の進んでいない市町村に対しては活用促進へ向けた働きかけを行うこと。加えて、複雑な手続きが制度の利用を妨げることはないよう手続きを簡素化すること。</u></p>
	<p>(回答) <u>下線部について回答</u></p> <p>本市では、生活保護に至る前の段階の第2のセーフティネットとして、相談支援窓口を各区役所に設置し、相談者の自立までを包括的・継続的に支援しております。</p> <p>支援にあたっては、個々の状況に応じて、他施策・他機関等の相談窓口へつなぐとともに、地域のネットワーク、関係機関等とも連携し、自立に向けた支援を実施しております。</p> <p>住居確保給付金においては、令和3年11月30日付け生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第186号)により、令和4年3月31日まで、解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間に限り再支給が可能となっております。</p> <p>また本市では、住居確保給付金の郵送申請の受付など、来庁による手続きが困難な方等に対しても制度の利用をしていただきやすい環境を整え、支援を必要とする方に対する活用促進に努めております。</p>
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：06-6208-7959

番号	7.(2)
項目	<p>生活困窮者への支援について</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業・休業を余儀なくされた生活困窮者が増加していることから、支援金を拡充するとともに生活相談者自立支援の相談窓口を充実させること。<u>特にシングルマザーをはじめとする「ひとり親」の家庭に対する支援を強化すること。</u></p> <p>また、住居確保給付金の12カ月を超えたさらなる延長など、実効性ある支援を国に対して求めること。</p> <p>さらには、現行の支援制度の活用状況を検証し、支援を必要とする者に確実に届くよう認知度を高める取り組みを行うとともに、活用の進んでいない市町村に対しては活用促進へ向けた働きかけを行うこと。加えて、複雑な手続きが制度の利用を妨げることはないよう手続きを簡素化すること。</p>
	<p>(回答) <u>下線部について回答</u></p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業・休業を余儀なくされたひとり親に対する支援としては、国が実施する「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業」における「高等職業訓練促進給付金事業」において、資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために給付金を支給していますが、この要件を一部緩和し、令和3年4月1日以降に修業を開始する場合には6月以上で給付対象となるよう制度を拡充し、早期の就労自立に向けた支援を展開しています。</p> <p>また、給付単価においても国基準では非課税世帯：10万円、課税世帯：7万500円(最終修学年度は4万円加算)のところ、大阪市では非課税世帯は月額14万1千円を支給するよう独自の拡充を実施しているところです。</p> <p>併せて、ひとり親が抱える課題は多岐にわたることに着目し、各区役所窓口「ひとり親家庭サポーター」を配置し、離婚前から離婚後、資格取得から就労自立までそれぞれの対象者に寄り添った相談支援を実施しているところです。</p> <p>今後も、国及び他都市の動向を注視しながらひとり親支援の拡充に取り組んでまいります。</p>
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8034

番号	7.(2)
項目	<p>事業所支援の拡充について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食・観光業のみならずサプライチェーンで連なる事業所や、対面サービス業、さらには人流を抑制することによって危機に陥っている産業などさまざまであり、企業の経営努力のみで補え切れるものではないことから、新たな支援制度や補助金の創設など国に対して求めること。</p>
	<p>(回答)</p> <p>本市から国に対する「令和4年度 国の施策・予算に関する提案・要望」(令和3年6月)において、最重点特別要望の一つとして、中小企業等の事業継続支援に向けて、「幅広い業種を対象に事業規模等にも配慮した各種給付金・支援金や資金繰り支援策の一層の充実・強化」を求めており、国の令和3年度補正予算において、厳しい状況にある事業者への支援として事業復活支援金などの予算が措置されております。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様への支援について、現在国等において様々な施策が実施されています。本市では、次の施策を実施しております。</p> <p>(1) 大阪産業創造館の中小企業プラザにおいて、府市の経営相談窓口を集約し、中小企業の様々な相談に各分野の専門家が対応しています。</p> <p>特に新型コロナウイルス感染症の流行により、幅広い中小企業等への経営面、資金面への影響が懸念されることから、当該プラザにあります「大阪府よろず支援拠点」において『新型コロナウイルスに関する中小企業・小規模事業者相談窓口』を設置しております。</p> <p>(2) 国が発動したセーフティネット保証等に対応し、大阪府制度融資への申し込みが可能となる認定業務を行うなど、事業者の皆様の資金繰りの支援に取り組んでおります。</p> <p>今後も引き続き、国や府との連携を図りながら、事業者の皆様への支援を検討してまいります。</p> <p>(令和4年1月4日現在)</p>
担当	<p>経済戦略局 産業振興部 産業振興課(地域経済戦略担当) 電話:06-6615-3774</p> <p>経済戦略局 産業振興部 企業支援課(企業支援担当) 電話:06-6264-9940</p> <p>経済戦略局 産業振興部 企業支援課(資金支援担当) 電話:06-6264-9844</p>

番号	8 . (1) ①
項目	<p>「まち・ひと・しごと創生法」の理念に基づく創生戦略について</p> <p>大阪市では、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、2016年3月からの5年間を期間とした「第1期大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の総括と、新たな視点を加えた「第2期大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を2022年3月に策定、「魅力と活力あふれる大阪をつくる」、「誰もが活躍できる社会をつくる」、「健康で安心して暮らし続けられる地域をつくる」の3つの基本目標を設定し、施策が総合的・継続的に推進されていると認識している。</p> <p>第2期総合戦略には、「環境先進都市大阪の実現」による、さらなるSDGsの推進や、外国人住民が地域社会の一員として安心して生活できる「多文化共生のまちづくり」、さらには、スマートシティについても推進を図るなどとされているほか、新型コロナウイルス感染症の影響に対しては、「新しい生活様式の定着、DXの推進などポストコロナの社会環境に対応した地方創生の取組みを総合的に推進」などとされえている。</p> <p>第2期総合戦略の新たな視点には、これまで私たちが求めてきた観点も反映されており、それらの点については率直に評価をしたい。しかしながらコロナ禍の先行きを未だ見通すことが出来ない状況のなかには、まずは自治体の最大の使命といえる、住民の安全と安心を守るという観点から「まち・ひと・しごと創生」の施策展開を図るべきではないかと考えている。</p> <p>根拠法令となる「まち・ひと・しごと創生法」には、基本理念として「個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図る」のほか「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図る」ことなどが謳われており、あらためて、行政、住民、事業者など多様なステークホルダーによる連携・協働により、持続可能で魅力ある創生戦略の策定と、ワーク・ライフ・バランスの推進が重要だと考えている。「大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、そうした視点からの検証・検討を行い、包括的なアップデートを進めることを要請する</p>
	<p>(回答)</p> <p>本市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」といいます。)においては、誰もが活躍できる社会実現のためワーク・ライフ・バランスの意識啓発に取り組むことや、地域の実情に即した特色のある施策の展開と地域コミュニティの活性化を図ることなどを掲げております。</p> <p>また、新型コロナウイルスの感染拡大による大阪経済及び市民生活への影響等も踏まえ、適宜、具体的な施策の追加、修正を行うなど、今後も引き続き「まち・ひと・しごと創生法」の基本理念に則り、総合戦略を推進してまいります。</p>
担当	政策企画室 企画部 政策調査担当 電話:(06)6208-9723

番号	8.(1)
項目	<p>労働相談機能の強化と労働関係法令の遵守について</p> <p>ワークルールの遵守、過労死や過重労働等の撲滅、長時間労働の是正、労働安全衛生の徹底など、雇用・労働環境の整備について周知・啓発をはかること。悪質な事案があれば、関係先とも連携し、適切な施策を講じること。</p> <p>また、労働相談については、ニーズに応じた迅速な対応が重要であることから、SNSやAIを活用した24時間対応可能なシステム構築などについて検討すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、労働団体、行政、経済団体、金融機関等で構成する「大阪働き方改革推進会議」では、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた気運の醸成を図るべく周知・啓発に取り組んでいます。</p> <p>働く意欲がありながら、働けずに悩んでいる方の就労を支援している大阪市地域就労支援センターでは、オンラインによる就労相談を実施しています。</p>	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 雇用女性活躍推進課 電話：06-6208-7375

番号	8.(2)
項目	<p>コロナ禍による経済のダメージの軽減と再生に向けての支援の実施について</p> <p>コロナ禍による、経済への影響は非常に大きいものとなっており、経済対策は急務である。とりわけ大阪市は、多くの生活者と事業者が集中する大都市であり、今回のコロナウイルス感染症による、感染リスクへの懸念と経済への影響は非常に大きいものとなっている。</p> <p>大規模自治体である大阪市として、独自の雇用・労働対策の実施を要請する。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、働く意欲がありながら、働けずに悩んでいる方の就職・就労を支援するために、「しごと情報ひろば」(市内4か所)・「地域就労支援センター」(市内1か所)を設け、職業相談・職業紹介・各種セミナー・合同企業説明会等を行っています。</p> <p>また、就職・就労に向けたマッチングに取り組むだけでなく、新たな雇用需要を発掘するために、求人開拓にも取り組んでいるところです。</p>	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 雇用女性活躍推進課 電話：06-6208-7375

番号	8 . (3)
項目	<p>地域医療の充実、健康で暮らせる地域社会の実現</p> <p>コロナ禍の影響により「医療」「健康」への不安が高まっている。大規模な感染症の流行が発生すれば、その感染症への対策への懸念だけでなく、日常の医療や健康も脅かされるという事実も明らかになっている。</p> <p>大阪市として、自治体の最大の使命といえる、住民の安全と安心を守るために、改めて、<u>地域医療の充実が図られるよう取り組まれることを要請する。</u></p>
	<p>(回答) <u>下線部</u>について回答</p> <p>本市では、医療法第30条の4に基づく「大阪府医療計画」により、初期救急や小児・周産期医療体制の確保をはじめ、地域の実情に応じた医療提供体制を確保するとともに、大阪府と連携し取り組みを進めてまいります。</p>
担当	健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9940

番号	8.(3)
項目	<p>市民病院の地域拠点病院としての安定的な運営について</p> <p>大阪市として、コロナ禍の状況のなかで、自治体の最大の使命である住民の安全と安心を守るため、改めて、地域医療拠点としての市民病院の運営が行えるよう、大阪市として、必要な人員配置や予算措置を講じることを要請する。</p> <p>具体的には以下の二点について要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年3月末に廃止された住吉市民病院が、積極的に取り組んできた小児、周産期の体制を維持し、市域南部を中心に、入院機能を有した新病院の建設が早期に着手される事を要請する。 ・市域北部の地域医療拠点でもある十三市民病院については、コロナウイルス感染症病院として運用されているが、引き続き地域医療に混乱を来さないよう対応する事を要請する。
	<p>(回答)</p> <p>新病院の小児科においては、一般外来のほか、医療的ケア児の在宅療養にかかる患者家族への支援に取り組むこととして検討を進めております。また、産婦人科では、女性外来をはじめ市立大学医学部附属病院との連携を前提とした妊婦健診や婦人科がん検診など、外来を基本とした医療を提供することとしております。</p> <p>一方、病院再編により大阪急性期・総合医療センター内に大阪府市共同住吉母子医療センター棟を整備し、住吉市民病院が担っていた医療機能等を継承したところであり、更に市立大学医学部附属病院に、産科10床の拡充及び新生児室の増設、また、新生児(病児)の増加や医療的ケア児の入院等にも対応するため必要となる小児科病棟の改修など、新病院の開設を待つことなく、現在、整備を進めており、大阪市南部基本保健医療圏の小児・周産期医療機能の充実に努めているところです。</p> <p>十三市民病院については、新型コロナウイルス感染症専門病院としての役割を担いつつ、感染対策を行いながら、引き続き地域の医療に貢献できるよう努めてまいります。</p> <p>また、大阪市民病院機構に対しては、この度の新型コロナウイルスなど新興感染症を含む感染症医療や救急医療等、不採算となることが見込まれる政策的な医療に対し確実に対応してもらうため、本市から運営費交付金を支出し支援しているところです。</p>
担当	健康局 総務部 総務課 電話：06-6208-9897

番号	8.(3)
項目	<p>休日急病診療所の充実と増設を診療時間の拡大について</p> <p>大阪市内には小児科専門の救急病院が少なく、休日夜間になると大阪中央急病診療所（西区）に、患者が集中している。</p> <p>小児救急はニーズが高く、かつ高度な水準が求められる医療現場である。また、社会的な弱者に「しわ寄せ」が集中する課題でもある。</p> <p>大阪市として休日急病診療所の充実と増設など独自の改善策を講じるべきであると考えており、必要な措置を講じるよう要請する。</p>
<p>（回答）</p> <p>休日急病診療所の従事医師は各区域の開業医に依頼しており、小児科医師の減少とも相まって現状以上の医師確保は厳しい状況にあります。</p> <p>本市としても、救急医療の体制維持のために必要な、医師（特に小児科、産科等の分野）をはじめとする医療従事者の人材確保策の推進について、引き続き国へ要望しているところです。</p>	
担当	健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9940

番号	8.(3)
項目	<p>公衆衛生研究所の機能充実について</p> <p>大阪市においては、2017年4月より、直営により運営されてきた環境科学研究所が統合・独立化され「地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所」が発足した。</p> <p>本来、「公衆衛生検査所もしくは地方衛生研究所」は、国の要綱に基づいて、公衆衛生の向上及び増進を図るための「都道府県又は指定都市における科学的かつ技術的中核」の役割を担うべく設置されてきたものであり、新たな健康危機事象が発生した場合、検査結果を基にした公権力行使の基盤となる組織である。</p> <p>新型コロナウイルス感染症にともなうPCR検査についても、その重責を担うわけであるが、「(地独)大阪健康安全基盤研究所」にとっては、行政からの独立性と採算性が強く要求される一般型独立行政法人であるにもかかわらず、担うべき範囲を超えた対応が迫られることとなったのではないかと危惧をしている。</p> <p>2016年4月に施行された感染症法では、自治体による「検査の責務」が明記されており、新型コロナウイルス感染症をはじめとした新たな健康危機事象への関心の高まりを受け、全国的に地方衛生研究所の機能強化が叫ばれている。大阪市として「西日本の中核的な地方衛生研究所に相応しい機能」が担保できるよう、「(地独)大阪健康安全基盤研究所」の機能強化に向けた必要な予算措置が講じられることを要請する。</p>
	<p>(回答)</p> <p>地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所は、大阪市立環境科学研究所と大阪府立公衆衛生研究所が統合し、平成29年4月1日に発足しました。</p> <p>同研究所はこれまでと同様大阪府市の地方衛生研究所として、公衆衛生に係る調査研究、試験検査及び研修指導並びに公衆衛生情報等の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的な支援を行い、住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与するということはもとより、西日本の中核的な地方衛生研究所に相応しい機能を備えることができるよう、健康危機に関わる情報収集・発信機能の充実、疫学調査への積極的な助言・支援等、疫学解析研究の推進及び試験検査に係る信頼性を確保する体制の強化などの機能強化を図ることとしており、必要な予算について措置を行っています。</p>
担当	健康局 総務部 総務課 電話：06-6208-7367

番号	8.(3)
項目	<p>児童いきいき放課後事業について</p> <p>「児童いきいき放課後事業」については、現状では、就労する保護者のニーズに応えられているとは言い難いとの認識である。</p> <p>また、コロナ禍により、子どもたちの生活環境にも大きな変化が起きており、なかでも「子どもの貧困率」が高い大阪においては、そうした影響が顕在化している。</p> <p>私たちは、大阪市の放課後児童施策について、健全な児童の育成といった目的だけでなく、就業者のワーク・ライフ・バランスからの観点や、社会的弱者に対する施策、社会教育としての視点など、多様な視点からの事業の強化が必要であると考えている。「児童いきいき放課後事業」に対して、事業の充実に向けた予算措置が行われるよう要請する。</p>
	<p>(回答)</p> <p>本市の放課後児童施策については、大阪市内の全ての小学校区で実施する「児童いきいき放課後事業」を中心に進めていくこととしており、実施にあたってはそれぞれの地域の就労する保護者をはじめとした地域ニーズに応じたサービスが提供できるよう、実施主体について公募により選定するとともに、時間延長など事業内容の充実を図っているところです。</p> <p>なお、事業の充実に関する地域ニーズについては、各小学校区によって異なる状況であることから、公費によらず事業者が各いきいき運営委員会の了承を得て実施することとしており、条件については地域の状況に応じて各事業者が設定したものとなっております。</p> <p>その上で、なお残る留守家庭児童のニーズに対しては、民設民営で実施されている放課後児童クラブに対し補助金を交付する「留守家庭児童対策事業」を、「児童いきいき放課後事業」の補完的役割として実施しております。</p>
担当	こども青少年局 企画部 青少年課（放課後事業グループ）電話：06-6208-8162

番号	8.(3)
項目	<p>コロナ禍の中における、社会のセーフティネットの再構築について</p> <p>コロナ禍により、いわゆる「社会的弱者」と呼ばれる人々の生活不安が明らかとなっている。そうした背景の一因として、本来機能すべき「福祉」という社会のセーフティネットが、必要な人々に届きにくい現状があると考えている。</p> <p>私たちが行った、大阪市民を主な対象としたアンケートでも、「福祉」に対する関心は高く、行政として「with/after コロナ」のなかで、社会のセーフティネットをどの様に担保していくのかが大きな課題であると考えている。</p> <p>そのためには、必要な支援が的確に提供できる仕組み作りが大切であり、区役所をはじめとした各種相談体制の充実が図れるよう、必要な予算措置が行われることを要請する。</p>
	<p>(回答)</p> <p>本市では、新型コロナウイルス感染症の影響により急増している相談者に対応するため、委託料を増額し、各区相談窓口の委託先法人での相談員等の確保や応援体制の確保などにより、体制強化を行っております。</p>
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：06-6208-7959

番号	8.(4)
項目	<p>すべての子どもたちに教育を保障すること</p> <p>コロナ禍により子どもたちの学ぶ権利が大きく損なわれたと考えており、とりわけ「子どもの貧困率」が高い大阪において、社会的な格差により拡大しつつある「教育格差」の問題が顕在化しているのでは無いかと考えている。私たちが行った、大阪市民を主な対象としたアンケートでも、「学び」に対する関心は非常に高く、行政として「with/after コロナ」のなかで、社会的弱者への学習機会の保証などについて包括的な視点での取り組みが求められている。</p> <p>不登校児童・生徒等への支援、<u>夜間中学の充実、帰国・来日児童生徒への十分な対応</u>や、障がいの有無に関係なく、地域の学校に進学し、安心して学ぶことのできる条件整備など、<u>すべての子どもたちに教育を保障するために、必要な措置が講じられることを要請する。</u></p>
	<p>(回答) <u>下線部について回答</u></p> <p>本市の中学校夜間学級は、中学校を卒業していない方や実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方のうち、入学を希望する方に対し、中学校教育を行うことを目的として、現在4校に夜間学級を設置しております。</p> <p>引き続き、中学校夜間学級における教育活動の充実に努めてまいります。</p> <p>帰国・来日等の子どもへの日本語習得に関する支援については、令和2年度から重点施策である「外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育推進事業」を開始し、外国から編・転入学する子どもへの支援や共生のための教育の推進を図るためのキーステーションとして市内各教育ブロックに1拠点、合計4つの共生支援拠点を設置しました。各共生支援拠点では、3名のコーディネーターが常駐し、学校生活に必要な初期の日本語指導を行う日本語指導員や通訳者による学校での支援、教育相談、学校生活への円滑な接続のための初期教室である「プレクラス」の実施等を行っています。さらに令和3年度より、母語・母文化の保障や多文化共生教育を推進するためのコーディネーターを各1名ずつモデル配置することで、子どもたちへの支援の拡充を図っています。</p> <p>今後も、帰国・来日した子どもたちが学校生活に適応し、自己実現できるよう、支援の拡充に努めてまいります。</p> <p>本市では、従来より障がいのある子どもの人権尊重を図り、障がいの有無に関わらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を推進しており、障がいのある子どもの就学・進学先につきましても、地域の小・中学校で学ぶことを基本とし、インクルーシブ教育システムの構築に向け、特別支援教育の充実に努めております。</p> <p>教育委員会では地域の学校で安心して学ぶことができるよう、特別支援教育サポーターやインクルーシブ教育推進スタッフの配置、巡回指導体制の強化等の取組を進めています。</p> <p>今後も、発達障がいを含む障がいへの理解を深め、障がいのある児童生徒が地域で学びやすい基礎的環境整備を行うとともに、ユニバーサルデザインを取り入れた本市のインクルーシブ教育システ</p>

△の充実と推進に取り組んでまいります。

担当	教育委員会事務局
	指導部 教育活動支援担当 第1教育ブロックグループ 電話：06-6208-9187
	指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育） 電話：06-6208-8129
	指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	8.(4)
項目	<p>教育費・医療費の完全無償化について</p> <p>コロナ禍により子どもたちの学ぶ権利が大きく損なわれたと考えており、とりわけ「子どもの貧困率」が高い大阪において、社会的な格差により拡大しつつある「教育格差」の問題が顕在化しているのでは無いかと考えている。私たちが行った、大阪市民を主な対象としたアンケートでも、「学び」に対する関心は非常に高い。</p> <p>とりわけ、保護者の経済力が、学力に大きく影響するという事は、これまでの様々な調査で明らかになっており、経済的負担を軽減し、学習の機会と学力の底上げを期するための制度整備を要請する。</p> <p>医療費についても、経済的な事情で子どもを医療機関で治療させることができない保護者が存在しており、コロナ禍の状況の中で、こうした傾向が増すことを危惧しており、子どもに関する医療費の全額無償に向けた制度整備を要請する。</p>
	<p>(回答)</p> <p>経済的な理由により子どもを就学させることが困難と認められた保護者に対しましては、従来より、必要な費用を補助し、児童・生徒の就学の機会の確保を図り、学校教育の円滑な実施に資するため、学校教育法第19条及び学校保健安全法第24条に基づき、就学援助制度を実施しております。</p> <p>この間、経済的に困窮していることの公的証明を求めるなど審査の厳格化を図る一方、世帯の収入・所得のみならず、生計を維持している方の疾病・死亡等の状況や、生計を一にする家族のための多額の医療費等、様々な事情をきめ細やかに考慮し、審査を行っているところでございます。</p> <p>厳しい財政状況のもとではありますが、真に援助を必要とする方の就学の機会を確保するセーフティネットとして、今後とも持続可能な制度として維持できるよう努めてまいります。</p> <p>医療費については、就学援助制度による医療費援助を、学校保健安全法第24条及び、同施行令第8条に基づき実施しております。</p>
担当	<p>教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 電話：06-6115-7653</p> <p>教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話 06-6208-9141</p>

番号	8.(4)
項目	<p>教育費・医療費の完全無償化について</p> <p>コロナ禍により子どもたちの学ぶ権利が大きく損なわれたと考えており、とりわけ「子どもの貧困率」が高い大阪において、社会的な格差により拡大しつつある「教育格差」の問題が顕在化しているのでは無いかと考えている。私たちが行った、大阪市民を主な対象としたアンケートでも、「学び」に対する関心は非常に高い。</p> <p>とりわけ、保護者の経済力が、学力に大きく影響するという事は、これまでの様々な調査で明らかになっており、経済的負担を軽減し、学習の機会と学力の底上げを期するための制度整備を要請する。</p> <p><u>医療費についても、経済的な事情で子どもを医療機関で治療させることができない保護者が存在しており、コロナ禍の状況の中で、こうした傾向が増すことを危惧しており、子どもに関する医療費の全額無償に向けた制度整備を要請する。</u></p>
	<p>(回答) <u>下線部について回答</u></p> <p>本市のこども医療費助成制度は、大阪府の補助制度のもと実施しており、当初は、6歳(小学校就学前)までの入院と0歳の通院について助成の対象としておりましたが、その後、本市独自で順次対象年齢の拡充を実施し、現在は18歳(18歳に達した日以後における最初の3月末)までの入・通院にかかる医療費を助成の対象としています。</p> <p>所得要件につきましても緩和を実施し、現在では、入・通院とも12歳(小学校修了)までの所得制限をなくすとともに、12歳(中学校就学)から18歳(18歳に達した日以後における最初の3月末)までの所得制限を緩和し児童手当の基準と同額としています。</p> <p>本市といたしましては、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望しているところであり、今後とも引き続き要望していきたいと考えております。</p>
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課(医療助成) 電話:06-6208-7971

番号	8.(4)
項目	<p>子どもたちの学習環境整備について</p> <p>大阪市においては、学校の統廃合が行われている一方、市内中心部では大規模タワーマンションなどの建設により児童数が急増し、特別教室の転用や校舎の増改築などが行われるなど学習環境の低下が懸念されている。</p> <p>また、コロナ禍により子どもたちの学ぶ機会が大きく損なわれており、学校校舎の設備面などにより学ぶ機会が制限されることがあってはならず、常に良好な学習環境が維持できるよう教育環境の充実に向けて計画的に取り組むことを要請する。</p>
<p>(回答)</p> <p>市内中心部におきましては、大規模住宅の開発計画により、児童・生徒が急増しており、教室不足や過大規模化が喫緊の課題となっていることから、平成29年度に市内中心部児童急増対策プロジェクトチームを立ち上げて、その対策を検討し、対応を進めているところです。</p> <p>具体には中長期的な児童生徒数推計により、将来も見据えて新設校や分校等の設置による過大規模化解消のほか、校舎増築に際しても、高層化校舎の整備によりできる限り運動場を確保するなど、児童・生徒の教育環境を考慮のうえ、対応を進めていくこととしています。</p> <p>今後も各学校の実情を踏まえて計画的に児童・生徒の教育環境の確保に努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9092

番号	8.(5)
項目	<p>魅力ある「まちづくり」の進展について</p> <p>大阪市においては、市内中心区域を中心として、児童数の減少を理由として学校の統廃合が行われた後、大規模タワーマンションなどの建設により児童数が急増し、急遽校舎の増築などを余儀なくされているなどの事象が発生している。2020年10月に改訂された「都市計画区域マスタープラン」には「国際競争に打ち勝つ強い都市の形成」や「多様な魅力と風格ある都市の創造」などが謳われているが、市場原理優先の都市開発により、住民不在の都市開発が進み、結果として都市の魅力を損なうことを危惧している。</p> <p>住民をはじめとした多様なステークホルダーによる連携・協働により、魅力あるまちづくりの計画が必要と考えており、そうした検討がすすむよう制度整備を要請する。</p>
	<p>(回答)</p> <p>「都市計画区域マスタープラン」では、今後の都市づくりの基本目標を定めるにあたり、これからの都市づくりにおいては、人口減少・少子高齢化が発展していく中においても、都市間競争に打ち勝ち、魅力と風格ある都市格を備えた都市づくりと、まちに住み・働き・訪れる人のより多様化するニーズに対応した都市づくりを進める必要があり、そのためには、これまで蓄積してきた多様な産業や都市基盤という有形・無形の豊かな資産等を最大限活かすとともに、多様な主体の連携・協働による都市づくりを進める必要があると認識しています。基本目標の実現に向けて、今後も住民をはじめとした多様な主体との連携・協働により、引き続き魅力あるまちづくりに向けて取り組んでまいります。</p>
担当	計画調整局計画部都市計画課 電話：06-6208-7882